

京 医

No.2181

令和2年9月15日

都 報

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

9.15
2020
September

K Y O T O

京都府・医師会 京都検査センターからの
お知らせ

基金・国保のレセプト提出期限について

目 次

2 京都府・医師会 京都検査センターからのお知らせ

4 「京都医学会雑誌」募集中

6 府医ドクターバンクのご案内

8 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

11 京都医学史研究会 医学史コーナー

12 「医師日記」斡旋

13 私の趣味

14 おしらせ

・第46回京都医学会（Web開催）

・「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正についておよび「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（HACCPに沿った衛生管理，食品衛生責任者の選任及び営業の届出の件等）

17 柏樹会「庭園鑑賞会」開催中止のお知らせ

19 会員消息

21 理事会だより

付 録

■ 保険だより

- 1 基金・国保のレセプト提出期限について
- 2 レセプト記載要領の一部改正にともなう摘要欄への記載事項について 10月診療分から
- 4 診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準の取り扱いについて 届出漏れにご注意!
- 8 「2020年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」について
- 11 キイトルダ点滴静注およびイミフィンジ点滴静注に係る最適使用推進ガイドラインの策定にともなう留意事項の一部改正について
- 12 被爆者健康手帳の無効通知について

■ 保険医療部通信

- 1 令和2年4月診療報酬改定について

■ 地域医療部通信

- 1 ロタウイルスワクチン予防接種の定期接種化について～京都府広域予防接種協力医療機関募集のお知らせ～
- 3 京都市高齢者インフルエンザ予防接種について
- 5 京都市子どもの予防接種研修会
- 7 産業保健研修会のご案内（令和2年10月～11月）のご案内
- 10 健康スポーツ医学講習会「前期」開催要項
- 13 医療機関における新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について
- 15 異なるワクチンの接種間隔に係る添付文書の「使用上の注意」の改訂について

■ 京都市（乙訓2市1町）病院群輪番編成表

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 第1回「総合診療力向上講座」（Web講習会）開催のご案内
- 3 第2回「総合診療力向上講座」（Web講習会）開催のご案内
- 5 第1回「京都在宅医療塾Ⅰ～探究編～」(Web講習会)開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について
 - 2 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第15報）
 - 3 介護医療院開設に向けた研修会の開催について
-

京都府・医師会 京都検査センターからの お知らせ

「京都府・医師会 京都検査センター」(以下、「府医検査センター」という)の8月末現在の状況についてお知らせいたします。申し込み件数の総数は1,530件、検査実施1,328件(キャンセル・未実施等を除く)となっております。世界的には感染者累計が2,500万人(8.31現在)となり死者

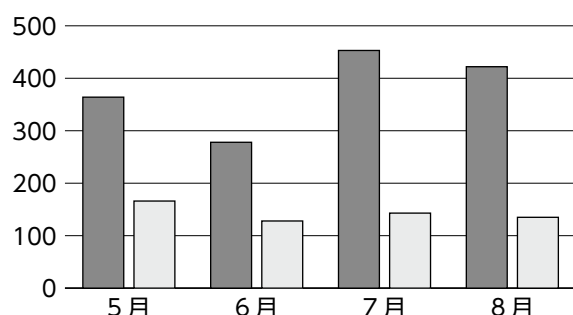
は84万人超となっております。日本国内の感染者は6万7千人超、死亡者は1,285人(8.30現在)となっております。

8月の府医検査センターにおける検査の状況は申し込み件数422件(内妊婦は135件)、検査実施382件(内妊婦は123件)となっております。陽性者は24件となり月間の陽性率は6.3%でした。

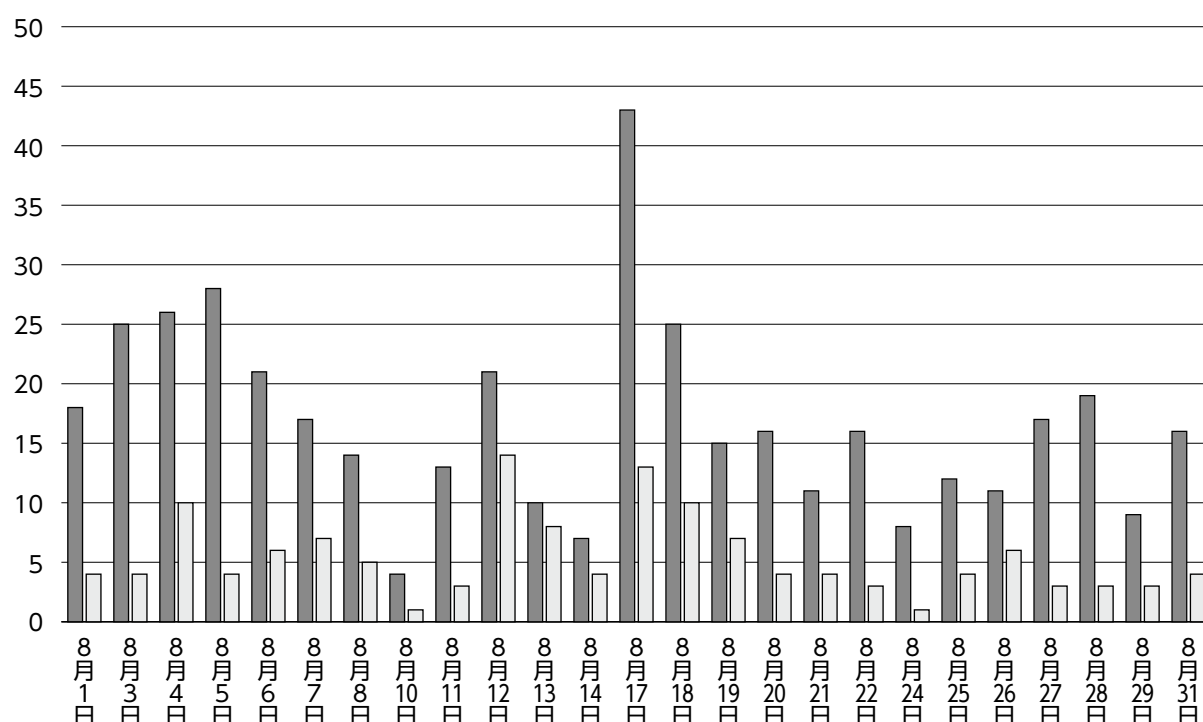
8月の検査申し込み内容を分析すると、盆休み明けに申し込みが突出した1日を除いておおむねゆるやかな減少傾向にありました。年代別では男女ともに20代と30代が多くなり若い世代の検査が増加していることが見て取れます。

府医検査センターにおける8月末日までの陽性者累計は38件です。性別は男性29人女性9人、

月別(5月～8月)申込数(総数・妊婦)



8月の日別申込数(総数・妊婦)

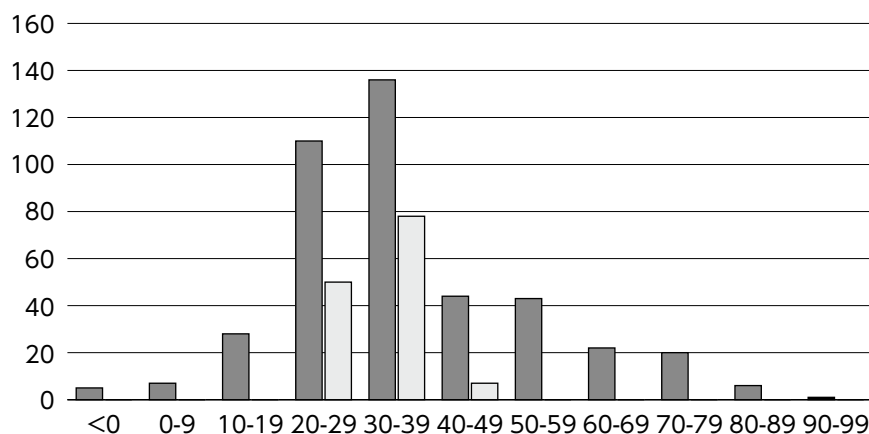


年代別は20代6人、30代10人、40代5人、50代8人、60代4人、70代4人、80代1人となっています。

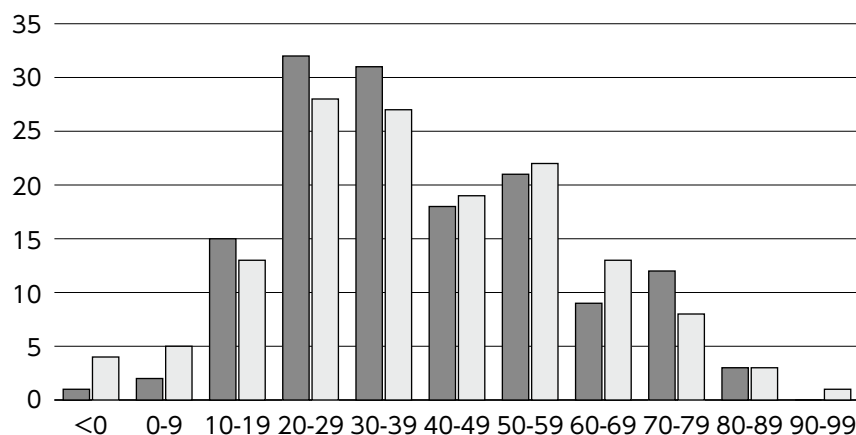
府医検査センターは検体採取にご出務いただく

会員のご尽力によりまして運営が可能となっております。ことに夏の暑い盛りにご協力いただきました先生には心より感謝申し上げます。

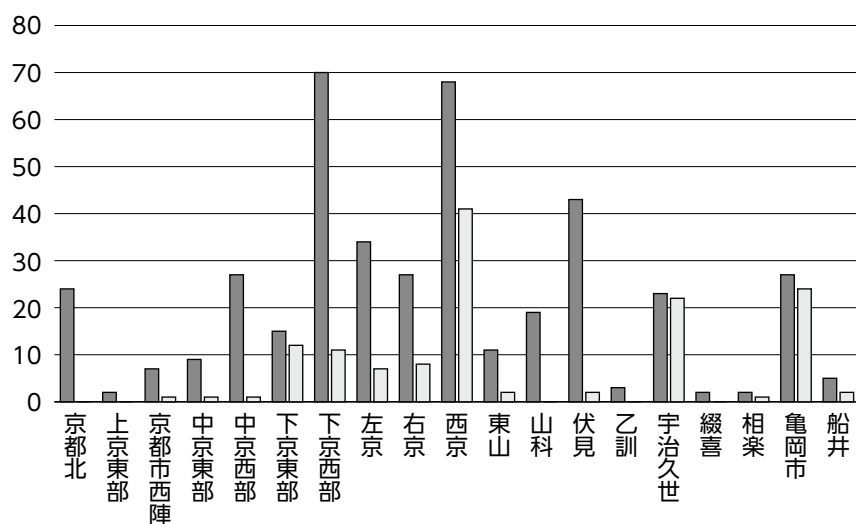
8月の 年代別申込数 (総数・妊婦)



8月の 年代別・男女別申込数 (妊婦を除く)



8月の 地区別申込数 (総数・妊婦)



「京都医学会雑誌」募集中

令和3年度京都府医師会学術賞の対象論文となります

来年4月に発行予定の「京都医学会雑誌」第68巻1号の原稿を募集しております。掲載論文は「令和3年度京都府医師会学術賞」の選考対象になります。また、研修医・専攻医（卒後5年以内）の方は、新人賞の対象となりますので、奮ってご応募ください。

※掲載された論文のすべてに、投稿奨励賞（図書カード1万円分）を差し上げます。

◇締切

令和2年11月30日(月) 必着

※締切後に投稿された論文は、次号（68巻2号）以降での受付となります。

◇字数

原著論文＝12,000字以内（図・表を含む）

症例報告＝6,000字以内（図・表を含む） 注：図・表は1枚300字とみなします。

※字数を超えての投稿は原則、受け付けることができませんので、ご注意ください。

◇投稿先

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 一般社団法人京都府医師会 学術生涯研修課

◇投稿物

①原稿・・・原本1部とデータ（USBまたはCD）

※原稿の末尾には利益相反状態を必ず記載ください

②自己申告におけるCOI報告書

③投稿チェックリスト

注：上記3点を必ずご投稿ください。不備がある場合は受け付けることができない場合があります。

◇投稿・編集規則

本号付録または下記URLよりダウンロードできる投稿・編集規則に則って論文をご執筆ください。

<URL：https://www.kyoto.med.or.jp/medical_dissertation/rules.pdf>

◇利益相反

本号付録または下記URLよりダウンロードできる別紙様式（京都医学会雑誌：自己申告によるCOI報告書）にて申告し、掲載論文の末尾に利益相反状態を記載してください。

<URL：https://www.kyoto.med.or.jp/medical_dissertation/coi+checklist.docx>

◇投稿の際の注意点

論文の種類・・・「原著論文」または「症例報告」のどちらに該当するか明示してください。

研修医・専攻医（卒後5年以内）の方は、その旨を必ず記載してください。

◇令和3年度京都府医師会学術賞

(1) 賞の種類：

- ①原著論文賞＝原著論文の中から優秀な論文に与えられる賞。
- ②症例報告賞＝1～数例の報告論文が対象。少数例の症例報告でも優秀な論文を評価するために設けられた賞。
- ③新人賞＝研修医・専攻医（卒後5年以内）が対象。若手会員の論文発表を評価するために設けられた賞。

(2) 賞金総額：100万円（予定）

必ず、投稿・編集規則に則ってご投稿ください（規則に則っていない論文は受け付けることができない場合がありますのでご了承ください）。

また、チェックリストにつきましても、投稿前に必ずチェックの上、原稿に同封してください。

救急蘇生訓練人形等の貸出について

府医では、地区医・京都市消防局・京都府各消防本部の協力により、救急蘇生訓練の啓発を推進しております。

下記の救急蘇生訓練人形等について、医療機関内または地域での救急講習会等で会員の皆様にご利用いただきたく存じますので、貸し出しご希望の方は、事前に府医地域医療一課救急係（TEL 075-354-6109）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・救急蘇生訓練人形（成人用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	3体
・救急蘇生訓練人形（小児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2体
・救急蘇生訓練人形（乳児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2体
・救急蘇生訓練人形（成人用上半身）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	5体
・気道管理トレーナー	1台
・AED（自動体外式除細動器）トレーニングユニット〔訓練用〕	2台



京都府医師会 ドクターバンクのご案内

京都府医師会ドクターバンクは京都府内の医療機関に対して、登録医師を紹介する制度です。
★利用料はいただきません。 ★対象は医師（常勤・非常勤）です。
※求人・求職（雇用形態等）に関するお問合せにつきましては、京都府医師会ドクターバンク（TEL 075-354-6104
FAX 075-354-6074）までご連絡ください。直接医療機関へ連絡することはご遠慮ください。

医師バンク

<京都市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町 27	内・神内・救急
京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山 1	リハ・整外・神内
富田病院	京都市北区小山下内河原町 56	循内・整外・他
京都からすま病院	京都市北区小山上総町 14	消内・神内・外
北山武田病院	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町 99 番地	内・形外
堀川病院	京都市上京区今出川通堀川上ル	呼内・消内・腎内
京都民医連中央病院	京都市右京区太秦土本町 2-1	内・リハ・外
洛和会丸太町病院	京都市中京区聚楽廻松下町 9 番 7	内・循内・消内
大澤クリニック	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617	内・消内・外
京都回生病院	京都市下京区中堂寺庄ノ内町 8-1	内・外・整外
明石病院	京都市下京区西七条南衣田町 93	内・外
康生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	内・救急
たなか睡眠クリニック	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SET ビル 5 階	内・呼内・循内・精・耳
医療法人社団恵心会京都武田病院	京都市下京区西七条南衣田町 11 番地	消内・泌・外
医道会十条武田リハビリテーション病院	京都市南区吉祥院八反田町 32 番地	循内・整外・リハ
光仁病院	京都市南区四ツ塚町 75	内・皮
嵯峨野病院	京都市右京区鳴滝宇多野谷 9	内・呼内・老年
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷 3	内・外・整外
国立病院機構宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町 8	消内・脳外・リハ
京都双岡病院	京都市右京区常盤古御所町 2	内・神内・精
吉川病院	京都市左京区聖護院山王町 1	内・整外
くみクリニック	京都市左京区下鴨南野々神町 2-9	皮・美外
京都大原記念病院	京都市左京区大原井出町 164	内・神内・脳外・整外
京都近衛リハビリテーション病院	京都市左京区吉田近衛町 26	内・神内・脳外・整外
洛西ニュータウン病院	京都市西京区大枝東新林町 3-6	内・整外
京都桂病院	京都市西京区山田平尾町 17 番	内（一般）・麻・救急
育生会京都久野病院	京都市東山区本町 22 丁目 500 番地	整外・救急・内・外・リハ
鈴木形成外科	京都市東山区大橋町 89-1	アレ・皮
洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町 2	内・救急・麻
洛和会音羽リハビリテーション病院	京都市山科区小山上北溝町 32-1	内・リハ
洛和会音羽記念病院	京都市山科区小山鎮守町 29-1	内・腎内
京都東山老年サナトリウム	京都市山科区日ノ岡夷谷町 11	内・精・リハ
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽町広長町 101	内・呼内・脳外
老健施設あじさいガーデン	京都市伏見区向島二ノ丸町 151-81	内
医仁会武田総合病院	京都市伏見区石田森南町 28-1	内・産婦・救急
伏見桃山総合病院	京都市伏見区下油掛町 895	腎内・神内・内
介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177	内・呼内・循内
京都府赤十字血液センター	京都市伏見区中島北ノ口町 26	

<宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・相楽郡>

医療機関名	所在地	募集科目
宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36 - 26	循内・眼・放
京都工場保健会宇治支所	宇治市広野町成田 1 番地 7	内・循内・婦
六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町 9 番地	内・整外・リハ
宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54 - 2	神内・外（消外）
宇治徳洲会病院	宇治市槇島町石橋 145	腎内・児・麻
京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 58	内・外・麻
ほうゆう病院	城陽市寺田垣内後 43 - 4	内・消内・糖内
男山病院	八幡市男山泉 19	内・消内・整外
石鎚会田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1 番地 6	内・救急
石鎚会田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地	リハ
不動園診療所	宇治市白川東山 15 番地	精神・外
学研都市病院	相楽郡精華町精華台 7 丁目 4 - 1	内・循内

<亀岡市・南丹市・船井郡・綴喜郡>

医療機関名	所在地	募集科目
亀岡病院	亀岡市古世町 3 丁目 21 番 1 号	内
亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32 - 15	消内
明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6 - 1	内・神内・外・麻
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	内
特別養護老人ホームいでの里	綴喜郡井手町井手弥勒 1 - 1	内

<綾部市・福知山市・舞鶴市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都協立病院	綾部市高津町三反田 1	内・消内・整外
綾部ルネス病院	綾部市大島町二反田 7 - 16	内・外・脳外
静寿会渡辺病院	福知山市牧 1616 - 1	内・外・リハ
松本病院	福知山市土師宮町 2 丁目 173 番地	内・循内・整外
舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427	内・消内・神内
舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035	内・放・救急
医誠会東舞鶴医誠会病院	舞鶴市大波下小字前田 765 - 16	精・内
介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	舞鶴市大波下小字前田 765 - 16	内・他
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字倉谷 1350 - 11	内

<宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町>

医療機関名	所在地	募集科目
宮津武田病院	宮津市鶴賀 2059 - 1	内・外
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452 - 1	内・外・児・産
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	内・整外・眼

診療所継承

行政区	左京区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（約 90 坪），建物（約 110㎡）		
行政区	伏見区	診療科	外・整外・肛・内
概要	譲渡または賃貸，土地（約 460㎡），建物 2 階建て，一部 3 階と地階（計約 480㎡）		
行政区	山科区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（36.74㎡），建物（105.05㎡）		
所在地	相楽郡精華町	診療科	内・アレ・リハ・（児）
概要	賃貸，土地（約 32 坪），建物延（約 180㎡）		
行政区	長岡京市	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（約 240㎡），建物（約 130㎡）		
行政区	北区	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（141.73㎡），建物（138.56㎡） ※引き渡しについての詳細はお問い合わせください		
行政区	北区	診療科	整外
概要	賃貸，土地（約 60 坪），建物（110㎡）		
行政区	北区	診療科	耳
概要	賃貸，土地（104.07㎡），診療所面積（67.12㎡） ※受け渡しは 9/20 以降		

◆運用について

※登録情報につきましては，厳重に管理し，登録者の個人情報の保護に努めます。
 ※求職登録につきましては，いただいた求職票を京都府医師会ドクターバンクで保管しますが，ホームページには公開しません。
 府医でも参照は関係者のみとし，限定的に取り扱いをさせていただきます。

府医ドクターバンクホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp/member/bank/index.html>

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

平成 26 年 6 月の医療法の一部改正により平成 27 年 10 月 1 日から「医療事故調査制度」が施行されています。今回の制度においては①医療事故の判断②院内医療事故調査委員会の実施③支援センターへの報告④遺族への説明等、管理者としての判断・責任が非常に大きくなっています。また、中立性、公平性の担保という観点からも、外部からの支援を受けることが求められています。

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

府医では、医療機関における『初期対応マニュアル（第 4 版）』『初期対応チェックリスト』を作成していますので、是非、ご活用ください（京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会 WEB サイトよりダウンロードできます）。

医療事故調査・支援センター

（一社）日本医療安全調査機構

-
- | | |
|-----------------|---|
| ■ 医療事故 相談専用ダイヤル | 03 - 3434 - 1110 |
| ■ メールアドレス | chuo.anzen@medsafe.or.jp |
| ■ 対応時間 | 24 時間 365 日対応 |
| ■ URL | http://www.medsafe.or.jp/ |

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会

（一社）京都府医師会 医療安全課

-
- | | |
|-----------|---|
| ■ 専用電話 | 075 - 354 - 6355 |
| ■ 対応日時 | 平日 午前 9 時～午後 6 時 土曜日 午前 9 時～午後 1 時
(※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応) |
| ■ メールアドレス | jikocho@kyoto.med.or.jp |
| ■ URL | https://www.kyoto.med.or.jp/ma/ |
| ■ 相談内容 | ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣
(2)報告書作成支援
(3)解剖・Ai 実施支援 |

新型コロナウイルスの感染拡大にともなう WEB 研修会等の 日本医師会生涯教育制度における取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、インターネット回線を用い、受講者が各々の端末（PC、タブレットなど）を用いて講習会等に参加する形式（これに類するものを含む。以下、「Web 講習会」）での講習会においても、受講者の参加が確認でき、リアルタイムで開催する場合に限り、単位・CC の付与が可能となっております。概要・要件等の Q&A を以下のとおりお示しいたします。

Q 1 Web 講習会において、受講者の参加確認には、どのような方法があるか。ID およびパスワードで照合するなどの方法のほかにどのような方法があるか。

A 1 事前申込リストと講習会のログを照合する方法や画面に映る顔や音声で照合する等、多岐にわたり考えられる。参加したか否かを確認するにあたり、その方法が合理的なものであるかご判断いただく必要がある。

Q 2 講習会を録画し、WEB サイト等でオンデマンド配信することでも単位・CC を付与できるのか。

A 2 録画した映像を Web に掲載して視聴する場合（オンデマンド視聴）は、従来どおり、日医生涯教育制度の対象とはしない。あくまでも、新型コロナウイルス感染拡大の影響にともなう臨時的な措置として、講習会等（LIVE）をインターネット回線を使用したシステムに置き換えたものであるため。

Q 3 本取り扱いの期間を教えてください。

A 3 令和 3 年 3 月 31 日までの時限措置となる。

Q 4 Web 講習会開催の際に留意することはあるか。

A 4 Web 講習会開催にあたっては、主催者の責任により、受講者の不利益にならないよう、回線の状況等について十分な準備が必要となる。

Q 5 申込リストと研修会のログを照らし合わせて受講を確認する場合、同一の PC 等（通信端末）で複数名の参加は認められるか。

A 5 府医の方針としては、正確な受講者管理の観点から、一人一台の PC 等（通信端末）で参加いただく必要があると考えている。

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在 91 号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 28号▶子どもの発熱 | 75号▶食中毒の予防 |
| 38号▶エイズ患者・HIV感染者
今のままでは増え続けます | 76号▶RSウイルス感染症、ヒトメ
タニューモウイルス感染症 |
| 41号▶食育—生涯を通して、健康で
豊かな生活を送るために— | 77号▶性感染症 STI |
| 42号▶男性の更年期障害 | 78号▶コンタクトレンズによる目
の障害 |
| 47号▶一酸化炭素中毒 | 79号▶肝炎・肝がん |
| 54号▶子宮がん | 80号▶難聴 |
| 55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎
球菌ワクチン | 81号▶爪のトラブル（巻き爪・爪
白癬） |
| 60号▶過敏性腸症候群 | 82号▶脳卒中 |
| 65号▶感染症罹患時の登園（校）
停止基準と登園届 | 83号▶大人の便秘症 |
| 66号▶前立腺がん検診 | 84号▶熱中症 |
| 67号▶COPD とは？ | 85号▶毒虫 |
| 68号▶脳卒中 | 86号▶動脈硬化 |
| 69号▶PM2.5 と呼吸器疾患 | 88号▶認知症 |
| 70号▶BRCA について | 89号▶CKD（慢性腎臓病） |
| 71号▶サルコペニアって何ですか？ | 90号▶急性心筋梗塞 |
| 73号▶不妊症 | 91号▶消化器がんの予防と検診 |

日本医師会

医師年金

—ご加入のおすすめ—

医師年金は、日本医師会が運営する医師専用の私的年金です。

日本医師会会員で満64歳6カ月未満の方が加入できます（申し込みは64歳3カ月までをお願いします）。

医師年金
ホームページで
ご加入時の

受取年金額のシミュレーションが
できます！

医師年金 検索 <http://www.med.or.jp/nenkin/>

● 医師年金の特長 ● 医師年金のしくみ ● 受取年金額のシミュレーション ● よくあるご質問 ● 手続ガイド ● お問い合わせ・資料請求

豊かで安心できる将来に向けて

見積もり機能拡充
～現役引退後、公的年金だけで、現在の生活水準を維持できますか？～

医師年金シミュレーション

ご加入の際の年金額についてシミュレーションしてみましょう。

● 保険料からシミュレーション ● 受給年金からシミュレーション

マイページに登録した後、ネット上で医師年金加入の仮申し込みができます。

● マイページ登録 ● マイページへログイン

【シミュレーション方法】

トップページから「シミュレーション」に入り、ご希望の受取額や保険料、生年月日を入力すると、年金プランが表示されます。

【仮申し込み方法】

「マイページ」に登録すると、ネット上で医師年金の仮申し込みが可能となります。

お問い合わせ・資料請求：日本医師会 年金・税制課 ☎03-3942-6487(直) (平日 9時半～17時)

京都医学史研究会

医学史コーナー

醫の歴史

— 医師と医学 その16 —

○江戸時代初期の医療（3）

〈角倉了以・最期の病〉

この京の都に大仏様（と大仏殿）があったことを御存知ですか。「東山の大仏様」「方広寺の大仏様」「京の大仏っあん」と呼ばれて、昭和48年3月まで親しまれていました。

元々の創建者は豊臣秀吉でなにしろ巨大でした、大仏殿に座像で丈長63尺（約19m）の木像金箔張りの盧舎那仏（大仏）です。しかし、この大仏は慶長元年、閏7月の地震で崩壊、以後、江戸時代に何度か再興されました。昭和48年に焼亡した大仏は6代目の大仏で江戸・天保14年に尾張の篤志家が造立したものでした。

さて本題です。秀吉造立の大仏は地震で崩壊、再興は秀吉の遺児秀頼によってなされます。慶長14年計画～17年大仏完成～19年梵鐘が完成します。この大仏造立には莫大な費用がかかる（金貨大判2万枚以上）こともさりながら、巨石・巨木・鉱石など超重量級の資材調達が必須です。その運搬は大坂から淀川を遡上し鳥羽までは船輸送ですが、あとは陸に上って現地の東山まで途方もなく人馬牛を動員した人海戦術でした。

しかし、秀頼の再興にあたっては嵯峨の豪商・角倉了以が鳥羽から東山の輸送を徒歩ではなく、鴨川を船で遡上させることを考案したのです。すでに了以は丹波～保津川開疏や駿河富士川を開鑿して水運をもたらした実績がありましたから手順に迷いはなかったものの、やはり東山大仏関連の資材輸送ですから、慶長15年9月の大仏造立開始から締めくくりとなる梵鐘製造が完成した慶長19年4月までの4年ほどは、了以はそれらの運搬にかなりの緊張を強いられていたと思われます。また角倉家は朱印船貿易に携わって

ましたが、慶長14年6月、安南交易の帰途で現地出港直後に海難事故が起こり13名が犠牲になりました。このような内憂外患の日々に了以は心身に変調をきたします。そして慶長19年、7年前開鑿に成功した富士川の一部が埋まり「富士河壅隘、舟不能行、釣命召了以、有病玄之代行治水」という事態になってしまいます。幕府から了以へ再度の富士川運漕改善のお達しでした。しかし、了以は病のため、息子の玄之（素庵）が代行して3月に開始、7月に完了しましたが、その報を待たず7月12日に了以は京嵯峨で死去、61歳でした。病名は不明です。実は年代は特定できませんが、某年8月18日に了以は医師・曲直瀬玄朔（1549～1631）に診察を受けています。両家は家族ぐるみ旧知の間柄でもあり、玄朔の診療記録『医学天正記』に了以の名があります。「鬱」の部門「了以 氣鬱腹脹二便渋滞、脈遲濇ナリ」という主症状に咳喘、喘息が甚しく不能臥スコトを加えています。この『天正記』は「慶長12年早春」の著で、年月が記載されている最初の症例は「天正3年夏」ですから、了以はその間の受診になります。

了以は京の豪商でありながら江戸幕府の政商でしたから、あくまで「公」の利を優先する責務を負いますが、それ以上に了以の生涯は禁欲的でしたし、清冽な香りさえします。しかし、生身の人間ゆえに「公」の利に徹した覚悟が時として不足であったり報われなかったりすると、心身に「鬱」を招き、眠れない夜を過ごすこともあったであろうと思うのです。

（京都医学史研究会 葉山美知子）

2021 年版「医師日記」 斡旋

例年どおり、日本医師会発行の下記「2021 年版医師日記（手帳）」を斡旋します。ご希望の方は、代金を添えて、府医事務局総務課（TEL 075-354-6102）までお申し込みください。

記

- ◇仕 様 ・表 紙 羊皮スウェード（橙色）透明カバー付
・サイズ 95 × 160mm（本体 78 × 150mm）
・2020 年 12 月から 2022 年 6 月までの月間スケジュールおよび
2020 年 12 月から 2021 年 12 月までの週間スケジュール
・付属品 日本医師会・都道府県医師会役員名簿、鉛筆（紐付き）
- ◇価 格 1 冊 2,100 円
- ◇申 込 方 法 氏名，地区，医療機関名，医師日記の送付先をご記入の上，代金とともに現金書留にてご送付ください。
- ◇支 払 方 法 現金書留
- ◇送 付 先 京都府医師会 総務課（〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6）
- ◇申込締切日 10月20日(火)
(現品は12月中旬にお送りする予定です)

京都府ナースセンター 『e-ナースセンター』のご紹介

京都府ナースセンター（公益社団法人京都府看護協会）では，看護師，准看護師，助産師の無料職業紹介を行っています。看護職の人材をお探しの医療機関におかれましては『e-ナースセンター』のWEBサイトをご確認ください。なお，紹介にあたっては登録が必要ですが，無料で登録・利用できます。

京都府ナースセンター

TEL：075-222-0316 FAX：075-222-0528
e-ナースセンター URL <https://www.nurse-center.net/nccs/>



他テニスクラブとの 交流テニス大会のご案内

例年、京都大学・府立医大硬式庭球部との交流戦を行っておりますが、今回は標記テニス大会として下記のとおり開催いたします。

島津製作所テニスチーム ブレイカーズとのレッスン・練習会・チーム対抗戦などを予定しております。奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。

と き 令和2年9月27日(日) 午前9時～午後6時(予定)

と ころ HOS 向島テニスコート (TEL: 075-601-2244)

資 格 特になし
★会員のご家族、ご友人、従業員など会員以外も歓迎いたします

参 加 費 1名 1,000円

昼食・飲物 各自で手配

申し込み締切 9月23日(水) 午後1時

申 込 先 氏名、年齢、当日の連絡先、メールアドレスを記入の上、下記までFAX
またはメールにてお申し込みください。

・平杉医院 平杉 嘉昭 宛
F A X : 075-332-6503
メール : khira6002@yahoo.co.jp

*詳細に付きましては、平杉嘉昭 (TEL: 075-332-1198) までご連絡ください。



第 46 回京都医学会 (Web 開催)

今年度 46 回目を迎える京都医学会は、新型コロナウイルスの情勢を鑑み、全プログラムを Web 開催いたします。

本学会は会員の生涯教育と会員相互の交流をはかる場として昭和 50 年来毎年開催しており、生涯教育充実の面からも欠かせないものとして定着しておりますが、新たな生涯教育研修の形態として積極的にご視聴いただきますようお願いいたします。

◆公開期間 令和 2 年 9 月 27 日(日) ～ 10 月 31 日(土)

< Web 開催サイト URL >

<https://v2.nex-pro.com/mypage/login/kyoto-igakukai2020>



◆プログラム 一般演題・初期研修医セッション

特別講演「消化器外科領域におけるロボット支援手術の最前線」

講 師／藤田医科大学 総合消化器外科学講座 主任教授 宇山 一朗 氏
座 長／京都府医師会 学術生涯教育担当理事 高橋 滋 氏

シンポジウム「がんゲノム医療の現状と展望～府内の連携体制と医療倫理について～」

総括者／京都大学大学院医学研究科 腫瘍薬物治療学講座 教授 武藤 学 氏

「保険診療下でのがんゲノム医療と課題」

京都大学大学院医学研究科 腫瘍薬物治療学講座 教授 武藤 学 氏

「がんゲノム医療と遺伝医療の連携」

京都大学大学院医学研究科 医療倫理学・遺伝医療学 教授 小杉 眞司 氏

「一般市中病院におけるがんゲノム医療の現況と問題点」

京都桂病院 腫瘍内科 医長 山口 大介 氏

◆単 位 9 月 27 日(日) の Web 配信 (特別講演：13：00 ～ 14：00 / シンポジウム：14：00 ～ 16：00) をご覧いただいた先生には、下記の研修単位を取得していただけます (事務局にて視聴記録を確認します)。

・日医生涯教育講座 計 3 単位

特 別 講 演 7. 医療の質と安全 1 単位

シンポジウム 2. 医療倫理：臨床倫理 10. チーム医療 各 1 単位

・日本臨床内科医会認定医制度 5 単位

※日本臨床内科医会単位をご希望の方は、9 月 27 日(日) 午後 5 時までに事務局にお申し出ください

◆参加費 無料
事前申し込みは不要です。公開期間内に Web 開催サイトより新規登録を行うことで参加いただけます。会員以外の医療関係者・医学生の方のご参加も歓迎いたします。

◆詳細については、専用ホームページでもご覧いただけます。
<https://kyoto-igakukai.jp/>（第 46 回京都医学会）

お問い合わせは 京都府医師会 学術生涯研修課まで
TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074
Eメール：gakujoyutu@kyoto.med.or.jp

主 催 一般社団法人京都府医師会

第46回 WEB開催
京都医学会
2020 9.27日 9:00・10.31土
特別講演 WEB配信 9月27日 13:00・14:00
「消化器外科領域における
ロボット支援手術の最前線」
講師 宇山 一朗氏
京都府立医科大学 総合消化器外科学講座 主任教授
京都府医師会 学術生涯教育担当理事
高橋 道氏
シンポジウム WEB配信 9月27日 14:00・16:00
「がんゲノム医療の現状と展望
～府内の連携体制と医療倫理について～」
司会 武藤 孝氏
京都大学大学院医学研究科 腫瘍学講座 教授
（がんゲノム医療と医療倫理）
京都大学大学院医学研究科 腫瘍学講座 教授
（がんゲノム医療と医療倫理）
京都大学大学院医学研究科 腫瘍学講座 教授
（がんゲノム医療と医療倫理）
京都府立医科大学 総合消化器外科学講座 主任教授
京都府医師会 学術生涯教育担当理事
高橋 道氏
一般演題・初期研修医セッション
第46回 京都医学会 WEB開催
TEL 075-354-6104
FAX 075-354-6074
Eメール gakujoyutu@kyoto.med.or.jp
一般社団法人 京都府医師会
https://www.kyoto-med.or.jp

京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜 日	業 務 時 間
月 ～ 金	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
土	午前 9 時 30 分～午後 1 時 30 分 ・第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。 ・第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後 5 時頃）までは、事務局当番がいます。
日 ・ 祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を 3 階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

「医療法の一部を改正する法律の一部の 施行について」の一部改正について および

「病院、診療所等の業務委託について」の 一部改正について

(HACCP に沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の件等)

今般、「食品衛生法等の一部を改正する法律」および関係政省令の施行を受け、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知が発出されたことにともない、同省医政局および医政局地域医療計画課長より通知が発出されましたので、会員各位におかれましてはご了知いただきますようお願い申し上げます。

主な内容は、令和2年6月1日から①原則、すべての食品事業者は、HACCP（危害要因分析重要管理点）に沿った衛生管理を実施すること、②食品衛生責任者を設置すること。

また、令和3年6月1日から③営業以外の場合で病院において継続的に不特定または多数の者に食品を提供する集団給食施設の設置者および管理者は、施設の所在地を所管する都道府県知事に営業の届出が必要となること、さらに、④外部事業者調理業務を委託している場合、院内調理であっても、当該受託業者は通常の営業者と同様に飲食店営業の許可が必要となることです。

上記の①から③の取り扱いについては、1回の提供食数が20食程度未満の、少数特定のものに食品を供与する営業以外の給食施設については適用されませんが、食品監視安全課長通知(以下 URL ご参照)に示されている手引書や通知を参考とした自主的な衛生管理の徹底等が求められております。

なお経過措置として、①および②については令和3年6月1日までは従来の基準が適用されること、③については令和3年6月1日の施行時点で現に稼働している施設は、令和3年11月30日までに届け出ればよいとされています。

【「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について】

[https://www.kyoto.med.or.jp/info/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/
ec01cc59a4fa07dc74ec81901eb7f888.pdf](https://www.kyoto.med.or.jp/info/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/ec01cc59a4fa07dc74ec81901eb7f888.pdf)

【「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について】

[https://www.kyoto.med.or.jp/info/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/
6063ebb79cff9470e7b79cc1b223768d.pdf](https://www.kyoto.med.or.jp/info/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/6063ebb79cff9470e7b79cc1b223768d.pdf)

令和2年度 柏樹会「庭園鑑賞会」 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に対し、継続的な注意が必要である状況等を考慮し、例年10月頃に開催予定の標記鑑賞会につきましては、開催を中止させていただくこととなりました。

参加をご予定いただいていた先生方におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

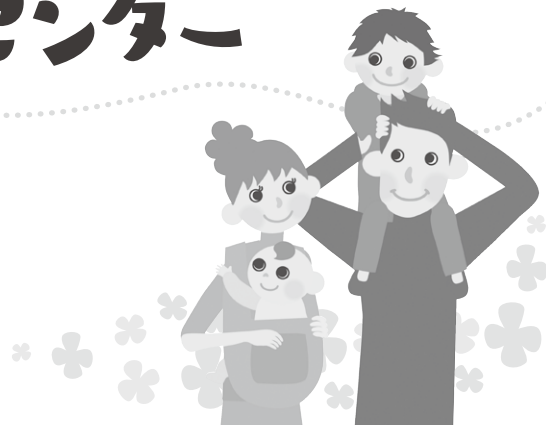
詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

京都府医師会 子育てサポートセンター

京都府医師会は、
子育て中の先生方を応援します。



詳細はホームページを
ご覧ください。



● 京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください ●

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」（以下、ML）を運用しております。

MLでは、府医から感染症情報なども適宜発信しております。GmailとPCアドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyoungaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

（パソコン）<https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

（携帯）<https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAXでのお申し込みを受け付けます。

必要事項（①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス）をご記入の上、総務課（FAX：075-354-6074）まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録し、確認メール（件名：「Welcome to kyoto-med mailing list」）にて、順次、直接通知いたします。

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス情報」をご覧ください。



会 員 消 息

(7/30, 8/6 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
田代 研	A	左 京	左京区静市静原町 582 特別養護老人ホーム静原診療所	内
水野 秀信	A	乙 訓	向日市寺戸町八ノ坪 122 洛西口クリニックビル 1 F 水野眼科	眼
安村 聡樹	A	綾 部	綾部市井倉町大將軍 37 安村外科内科診療所	内・消内・外
高垣 伸匡	A	下 東	南区東九条南烏丸町 35-6 南烏丸団地 1 F のぶまさクリニック	消内・腫内・呼内
大垣 和久	A	左 京	左京区静市市原町 1278 静市診療所	内
杉島慎太郎	B 1	乙 訓	長岡京市一文橋 2 丁目 31-1 新河端病院	整外
平野 勝康	B 1	舞 鶴	舞鶴市字浜 1035 舞鶴共済病院	消内
垣内 伸之	B 2	京 大	左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院	他
市橋 諒	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修
横山 裕紀	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修
石合 誠	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
岡 良祐	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
加川裕美子	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
澤村 千珠	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
高尾 浩司	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
田中 有紀	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
富田 裕貴	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修
中前 拓也	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1-1 京都医療センター	研修

入 会

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
野田 敏行	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1 - 1 京都医療センター	研修
畑 俊嘉	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1 - 1 京都医療センター	研修
元濱 啓介	C	伏 見	伏見区深草向畑町 1 - 1 京都医療センター	研修
橋本 大輝	C	京 大	左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院	研修
前川 けん	C	京 大	左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院	研修
河田 萌	C	府 医 大	上京区河原町通広小路ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	研修

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
矢間 博善	A→A	右京→右京	右京区嵯峨天龍寺竜門町 18 - 1 矢間クリニック ※法人化にともなう異動	内・児
徳弘由美子	A→A	右京→右京	右京区西院高山寺町 1 - 1 西院メディカルビル 2 F とくひろこどもクリニック ※法人化にともなう異動	児
小川 一也	A→A	伏見→伏見	伏見区羽束師古川町 73 - 1 羽束師クリニック ※法人化にともなう異動	内・児・リハ・ 整外
磯部 和哉	A→A	伏見→伏見	伏見区瀬戸物町 745 - 1 磯部医院 ※医療機関移転にともなう異動	内・児
田村 明子	A→B1	左京→京都北	北区上賀茂蟬ヶ垣内町 46 - 2 田村外科	外
石田 宏之	B2→B1	府医大→中西	中京区壬生東高田町 1 - 2 京都市立病院	児
西谷 裕	B1→D	下西→下西	—	

※D会員は住所がご自宅となるため、掲載しておりません。

退 会

氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区
鬼頭 里佳	B 1	京都北	外村 俊祐	C	伏 見			

池田 悠子氏／下西地区：第2班／8月2日ご逝去／73歳
 安野 喜夫氏／中東地区：生・立班／8月3日ご逝去／88歳
 謹んでお悔やみ申し上げます。

※本誌9月1日号において誤りがありました。以下のとおり、訂正してお詫び申し上げます。

宮下 道子氏／右京地区：第1班／7月1日ご逝去／88歳

第16回 定例理事会（7月30日）

報 告

1. 第4回広報委員会の状況
2. 第4回地区庶務担当理事連絡協議会の状況
3. 第1回近医連保険担当理事連絡協議会の状況
4. 第7回社会保険研究委員会の状況
5. 第6回地域ケア委員会の状況
6. 第7回地域ケア委員会の状況
7. 第4回学校保健委員会の状況
8. 第4回健康日本21対策委員会の状況
9. 産業医研修会の状況
10. 第1回地域MC連絡協議会の状況
11. 第4回京都府糖尿病対策推進事業委員会の状況
12. 第7回救急・災害委員会の状況
13. 第7回研修サポート委員会の状況
14. 第5回日医理事会の状況

議 事

15. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦
 ならびに推薦替えを可決
16. 会員の入会・異動・退会27件を可決

17. 常任委員会の開催を可決
18. 第5回地区庶務担当理事連絡協議会の開催
 を可決
19. 地区医との懇談会の開催を可決
20. 府医諸会費の免除を可決
21. 第53回京都医家芸術展への後援を可決
22. 第5回京都府糖尿病対策推進事業委員会の
 開催を可決
23. 学校医部会幹事の委嘱替えを可決
24. 京都下地域産業保健センター運営主幹交代
 の承認を可決
25. 令和2年度第1回地域産業保健センター運
 営協議会の出席を可決
26. 第2回環境保全対策特別委員会の開催を可
 決
27. 救急告示医療機関の指定申請を可決
28. 府医学術講演会の開催を可決
29. 日医生涯教育講座の認定を可決
30. 令和2年度生涯教育事業（地区医実施分）
 への共催を可決
31. 看護専門学校学生自治会の助成金交付を可
 決

第17回 定例理事会 (8月6日)

報 告

1. 8月1日現在の会員数
7月1日現在 4,387 名 (日医 3,190 名)
8月1日現在 4,401 名 (日医 3,204 名)
2. 会員の逝去
3. 融資斡旋の状況
4. 8月度保険医療担当部会の状況
5. 第11回医事紛争相談室の状況
6. 第7回医療安全対策委員会の状況
7. 令和2年度学術賞選考委員会の状況

議 事

8. 京都府外部審議会委員等の推薦を可決
9. 会員の入会・異動・退会8件を可決
10. 常任委員会の開催を可決
11. 世界医師会準会員の更新を可決
12. 「麻薬等取り扱いの手引き」の作成を可決
13. 令和2年11月度保険医療担当部会の日程変更を可決
14. 唾液を検体とする検査に関する集合契約の締結を可決
15. 令和2年度在宅医療・地域包括ケア推進事業「総合診療力向上講座 (Web 講習会)」の開催を可決
16. 令和2年度在宅医療・地域包括ケア推進事業「京都在宅医療塾Ⅰ～探究編～ (Web 講習会)」の開催を可決
17. 救急救命士養成事業に関する委託契約の締結を可決
18. 令和2年度救急医療週間記念行事を可決
19. 府医学術講演会の開催を可決
20. 日医生涯教育講座の認定を可決
21. 令和2年度府医学術賞の授与を可決
22. 看護専門学校全科共通学習教材の購入を可決
23. 日医会内委員会委員の推薦を可決

～ 10月度請求書 (9月診療分) 提出期限 ～

- ▷基金 10日(土) 午後5時30分まで
- ▷国保 10日(土) 午後5時まで
- ▷労災 12日(月) 午後5時まで
- ☆オンライン請求は10日(土)

- ☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
- ☆本号付録保険だよりに半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより**— 必 読 —****基金・国保の
レセプト提出期限について**

2020（令和 2）年度後期の基金・国保のレセプト提出期限については、下表のとおりとなっていますので、ご予定ください。

10月度請求書（9 月診療分）**提 出 期 限**

- ▷基金 10日(土)
午後 5 時 30 分まで
- ▷国保 10日(土)
午後 5 時まで
- ▷労災 12日(月)
午後 5 時まで

※オンライン請求は 10 日(土)

☆提出期限にかかわらず、
お早めにご提出ください。

☆保険だより本号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

区 分		7 日	8 日	9 日	10 日
		水	木	金	土
令和 2 年 10 月	支払基金 国保連合会			○	○
		土	日	月	火
11 月	支払基金 国保連合会	閉所	閉所	○	○
		月	火	水	木
12 月	支払基金 国保連合会			○	○
		木	金	土	日
令和 3 年 1 月	支払基金 国保連合会		○	○	○
		日	月	火	水
2 月	支払基金 国保連合会	閉所		○	○
		日	月	火	水
3 月	支払基金 国保連合会	閉所		○	○

(注) 基金・国保とも○印は受付会場にて受け取りを行います（基金＝1 階・国保＝6 階）が、国保については、会場が異なる場合があります。

郵送・宅配等の場合も 10 日必着となります。

受付時間は基金：午前 9 時から午後 5 時 30 分、国保：午前 9 時から午後 5 時です。

レセプト記載要領の一部改正にともなう

摘要欄への記載事項について

10 月診療分から

京都医報 4 月 20 日臨時増刊号でお知らせしたとおり、電子レセプト請求（オンラインまたは電子媒体による請求）を行う医療機関については、令和 2 年度診療報酬改定にともなうレセプト記載要領の一部改正通知において、摘要欄への記載事項として、別表 I「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、厚生労働大臣が定める事項、方式および規格に基づき、該当するコードを選択することと定められています。

10 月診療分の請求時において、「レセプト電算処理システム用コード」等が記載されていない場合、審査機関よりレセプトの返戻が見込まれることから、ご注意ください。

(1) 紙媒体による請求を行う医療機関

別表 I に従い、文言での記載が必要です。

(2) 電子レセプト請求を行う医療機関

別表 I（上記臨時増刊号 P49 以降または令和 2 年 4 月版「医科点数表の解釈」の各区分番号）にコードが記載されている項目については、令和 2 年 10 月診療分以降、該当するコードを選択の上、請求することとなります。

コードが記載されていない項目については、引続き文言による記載が必要になります。

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）＜抜粋＞

※下記の抜粋例の他にも、「E001 写真診断 1 単純撮影」、「F100 処方料・F400 処方箋料」等、該当するコードを選択する項目が多数ありますのでご確認ください。

(例 1) C150 血糖自己測定器加算

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト 電算処理 システム用 コード	左記コードによる レセプト表示文言
201	C150	血糖自己測定器加算	(「7 間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの」以外を算定する場合) 血糖自己測定の回数を記載すること。	842100048	血糖自己測定回数 (血糖自己測定器加算)；*****
			(1 型糖尿病の患者等に対し算定する場合) 1 型糖尿病の患者等である旨を記載すること。	114009910	血糖自己測定器加算 (20 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)
				114046110	血糖自己測定器加算 (30 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)
				114010010	血糖自己測定器加算 (40 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)
				114010110	血糖自己測定器加算 (60 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)
				114010210	血糖自己測定器加算 (90 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)

201	C150	血糖自己測定器加算	(1 型糖尿病の患者等に対し算定する場合) 1 型糖尿病の患者等である旨を記載すること。	114015610	血糖自己測定器加算 (120 回以上) (1 型糖尿病・小児低血糖症等)
-----	------	-----------	---	-----------	---

(例 2) D215 超音波検査

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト 電算処理 システム用 コード	左記コードによる レセプト表示文言
267	D215	超音波検査 (記録に要する費用を含む。) 2 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く。) ロ その他の場合 (1) 胸腹部	検査を行った領域を記載すること。	820100681	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): ア 消化器領域
				820100682	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): イ 腎・泌尿器領域
				820100683	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): ウ 女性生殖器領域
				820100684	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): エ 血管領域 (大動脈・大静脈等)
				820100685	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): オ 腹腔内・胸腔内の貯留物等
				820100686	超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部): カ その他
			(カに該当する場合) 具体的な臓器又は領域を記載すること	830100144	具体的な臓器又は領域; *****

令和 2 年度診療報酬改定において 経過措置が設けられた施設基準の取り扱いについて 届出漏れにご注意！

既報のとおり、下記の施設基準については、10 月 1 日以降も引続き算定する場合には届出直しが必要になることから、9 月 1 日付で厚生労働省保険局医療課より通知が発出されましたのでお知らせします。

9 月 30 日までは経過措置期間として届出が猶予されている下記の施設基準について、10 月 1 日以降も引続き算定する場合には、10 月 12 日(月)までに近畿厚生局京都事務所あてに届け出た上で、同月末日までに要件審査を終えて届出が受理されたものについては、10 月 1 日に遡及して算定が可能となります。対象医療機関におかれましては、届出漏れがないよう十分ご注意ください。

なお、医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準ごとの全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるものとされています。

また、9 月 30 日を期限とする経過措置のうち、一部のものについては、その期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長することとされており、別途、通知等の改正が行われる予定です。

記

<令和 2 年 10 月 1 日以降も算定する場合に届出が必要なもの>

◇基本診療料

区分	項番	届出対象 (令和 2 年 3 月 31 日において下記施設基準を届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件 (概要)	引続き算定する 施設基準	届出が必要な 様式
入院基本料	1	療養病棟入院基本料	「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」、「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	療養病棟入院基本料	別添 7 の様式 5 の 6
	2	地域包括ケア病棟入院料（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	地域包括ケア病棟入院料 1, 3（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	別添 7 の様式 50（様式 50【記載上の注意】に記載する添付書類を除く。）

区分	項番	届出対象 (令和 2 年 3 月 31 日において下記施設基準を届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件 (概要)	引続き算定する 施設基準	届出が必要な 様式
入院基本料	3	地域包括ケア入院医療管理料（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	地域包括ケア入院医療管理料 1, 3（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	別添 7 の様式 50 の 2 （様式 50 の 2 【記載上の注意】に記載する添付書類を除く。）
	4	地域包括ケア病棟入院料（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものに <u>限る</u> 。）	当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が 6 割未満であること。 「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	地域包括ケア病棟入院料 2, 4（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものに <u>限る</u> 。）	別添 7 の様式 50 （様式 50 【記載上の注意】に記載する添付書類を除く。）
	5	地域包括ケア病棟入院料（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを <u>除く</u> 。）	「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	地域包括ケア病棟入院料 2, 4（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを <u>除く</u> 。）	別添 7 の様式 50 （様式 50 【記載上の注意】に記載する添付書類を除く。）
	6	地域包括ケア入院医療管理料（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを <u>除く</u> 。）	「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	地域包括ケア入院医療管理料 2, 4（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（許可病床数が 400 床以上のものを <u>除く</u> 。）	別添 7 の様式 50 の 2 （様式 50 の 2 【記載上の注意】に記載する添付書類を除く。）
	7	特定一般病棟入院料の注 7（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	「適切な意思決定支援に関する指針」を定めていること。	特定一般病棟入院料の注 7（入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。）（「入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合」、「自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数」及び「在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び在宅患者訪問診療料（Ⅱ）等の算定回数等」に係る規定を除く。）	別添 7 の様式 57 の 2

◇特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件 (概要)	引続き算定する 施設基準	届出が必要な 様式
医学管理料	8	婦人科特定疾患治療管理料（器質性月経困難症の治療に係る適切な研修を受講予定として届出ている場合に限る。）	婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が器質性月経困難症の治療に係る適切な研修を修了していること。	婦人科特定疾患治療管理料	別添 2 の様式 5 の 10

<令和 2 年 10 月 1 日以降も算定するにあたり注意が必要なもの等>

◇基本診療料

区分	項番	対象 (令和 2 年 3 月 31 日において下記施設基準 を届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件 (概要)	引続き算定する 施設基準
入院基本料等	1	急性期一般入院料 7	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	急性期一般入院料 7
	2	地域一般入院料 1	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	地域一般入院料 1
	3	特定機能病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料 (結核病棟に限る。)若しくは 10 対 1 入院基本料 (一般病棟に限る。)	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	特定機能病院入院基本料の 7 対 1 入院基本料 (結核病棟に限る。)若しくは 10 対 1 入院基本料 (一般病棟に限る。)
	4	専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料
	5	救命救急入院料	令和 2 年度改定前の特定集中治療室用の重症度, 医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	救命救急入院料
	6	特定集中治療室管理料	令和 2 年度改定前の特定集中治療室用の重症度, 医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	特定集中治療室管理料
	7	ハイケアユニット入院医療管理料	令和 2 年度改定前のハイケアユニット用の重症度, 医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	ハイケアユニット入院医療管理料
	8	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
	9	一般病棟看護必要度評価加算	令和 2 年度改定前の一般病棟用の重症度, 医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	一般病棟看護必要度評価加算
	10	抗菌薬適正使用支援加算	抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年 2 回実施すること。また, 院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成すること。当該院内研修及びマニュアルには, 「抗微生物薬適正使用の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課) を参考に, 外来における抗菌薬適正使用に係る内容も含めること。	抗菌薬適正使用支援加算

◇特掲診療料

区分	項番	対象 (令和 2 年 3 月 31 日において下記施設基準 を届出していた保険医療機関 (令和 2 年 4 月に新たに創設された施設基準含む。))	経過措置に係る要件 (概要)	引続き算定する 施設基準
注射	11	連携充実加算 (外来化学療法加算 1)	当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年 1 回以上実施すること。	連携充実加算

<経過措置の期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されるもの>

項 目	経 過 措 置
重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和 2 年 3 月 31 日時点で、急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 4 を除く）、7 対 1 入院基本料（結核、特定（一般病棟）、専門）、看護必要度加算（特定、専門）、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算 1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注 7 を算定している病棟又は病室については、 <u>令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り</u> 、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとする。
回復期リハビリテーション病棟入院料 1・3	令和 2 年 3 月 31 日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 又は 3 の届出を行っている病棟については、 <u>令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り</u> 、「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料 (特定一般入院料の注 7 も同様)	令和 2 年 3 月 31 日時点で、地域包括ケア病棟入院料 1 又は 3 の届出を行っている病棟又は病室については、 <u>令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り</u> 、診療実績に係る施設基準を満たしているものとする。

「2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係る かかりつけ医研修会」について

標記研修会については、「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部にあたる研修会として、例年、日医が開催し、府医会館においても日医テレビ会議システムによる同時中継を行ってきたところですが、今年度については、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、日医での開催が見送られることとなりました。

上記「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の受講に係る要件に関しては、2 年ごとに届出が必要とされていますが、本年 3 月 19 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 6）」（以下、「事務連絡」という）により、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引続き算定可能である旨の取り扱いが示されており、すでに算定している医療機関においては引続き算定ができることとなっています。

一方、新規に地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に係る届出を予定している医療機関においては、研修要件を満たせず、新規に届出できない状況にあることから、今年度については、日医から配布された昨年度の研修内容を収録した DVD による研修会を下記のとおり、新規届出を予定している医療機関のみを対象として開催します。すでに届出済みの医療機関については、上述の「事務連絡」により、引続き算定が可能であることから、今回は研修会の対象外とさせていただきます。

なお、本研修会は地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に関わる研修会であるため、修了証書の発行は全講義の受講者に限らせていただきますのでご注意ください。遅刻・早退があった場合は修了証書・単位を付与することができませんので併せてご注意ください。

参加ご希望の方は、下記の申込書により 10 月 7 日(水)までに FAX にてお申し込みください。会場の都合上、申し込み多数の場合には期日前に締め切る場合がございますので、ご了承ください。

記

◆「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」(DVD 研修)

日 時 令和 2 年 10 月 11 日(日) 午前 9 時 55 分～午後 5 時 30 分
会 場 京都府医師会館

※必ず公共交通機関でご来館ください。

府医会館に駐車された場合、駐車券の割引処理はできません。

対 象 新規に地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に係る届出を予定している医療機関

※すでに届出済みの医療機関については、上述の「事務連絡」により、引続き算定が可能であることから、対象外とさせていただきます。

申し込み方法 受講申込書にて FAX (075-354-6097) でお申し込みください。

申し込みメ切 10 月 7 日(水)

プログラム (予定)

※令和元年度に日医会館において開催された研修会の内容を収録した DVD による研修です。

※9月1日現在の予定ですので、内容等が変更となる場合があります。

9:55	開会	
	講 義	生涯教育制度 CC: 単位
10:00	1. 糖尿病 (60 分)	CC76: 1
11:00	2. 認知症 (60 分)	CC29: 1
12:00	<休憩・昼食> (50 分)	
12:50	3. 脂質異常症 (60 分)	CC75: 1
13:50	4. 高血圧症 (60 分)	CC74: 1
14:50	5. 服薬管理 (30 分)	CC73: 0.5
15:20	<休憩> (5 分)	
15:25	6. 禁煙指導 (30 分)	CC11: 0.5
15:55	7. 健康相談 (30 分)	CC4: 0.5
16:25	8. 介護保険 (30 分)	CC13: 0.5
16:55	9. 在宅医療 (30 分)	CC80: 0.5
17:25	閉会	
17:30	終了	

そ の 他

- ・会場ではマスクをご着用ください。
- ・あらかじめ体調のセルフチェックを行い、日常と異なる状況がある場合は参加をお控えください。発熱者 (37.5 度以上) は参加を禁止します。発熱がない場合も、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は参加を控えてください。
- ・昼食・飲み物の用意はありません。
- ・府医非会員の方は受付にて受講料 (10,000 円) を徴収いたします。

<参考 1>

◆地域包括診療加算および地域包括診療料の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切研修」の要件について

A001 再診料に係る地域包括診療加算および B001- 2 - 9 地域包括診療料の届出医療機関は、「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の受講として、①2年間で通算 20 時間以上の日医生涯教育制度の研修の受講、かつ、②4 疾病に係る日医生涯教育制度のカリキュラムコード (29. 認知症の障害, 74. 高血圧症, 75. 脂質異常症, 76. 糖尿病) を含む、各 1 時間以上の座学による研修の受講一が要件とされており、今後、2 年ごとに研修修了に関する届出が必要となります。

なお、上記②の「4 疾病に係る研修」については、「座学」による受講であることが要件とされていましたが、2 年ごとの研修修了に関する届出を 2 回以上行った医師については、座学ではなく e-ラーニングによる単位取得でも差し支えない、との Q & A が示されています。

<参考 2>

◆事務連絡 (令和 2 年 3 月 19 日付)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 6)

問 5 区分番号「A001」再診料の注 12 地域包括診療加算及び区分番号「B001- 2 - 9」地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2 年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。

(答)

届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。

地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会
受講申込書 (2020.10.11 於：京都府医師会館)

※今回は新規に施設基準の届出を予定している医療機関に限ります。

氏 名	
医 療 機 関 名	
地 区 名	
連絡先電話番号	

京都府医師会 保険医療課あて FAX 075-354-6097

キイトルーダ点滴静注およびイミフィンジ点滴静注に係る 最適使用推進ガイドラインの策定にともなう 留意事項の一部改正について

今般、キイトルーダ点滴静注（抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤）の効能・効果に、「がん化学療法後に増悪した PD-L1 陽性の根治切除不能な進行・再発の食道扁平上皮癌」が、また、イミフィンジ点滴静注（抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤）の効能・効果に、「進展型小細胞肺癌」が追加されたことにともない、キイトルーダ点滴静注については「食道癌」に対する、また、イミフィンジ点滴静注については「小細胞肺癌」に対する「最適使用推進ガイドライン」が策定されるとともに、本製剤にかかる留意事項が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

記

1 キイトルーダ点滴静注 100mg

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知を以下のとおり改正する。

(1) 記の 2 中「キイトルーダ点滴静注 20mg 及び同 100mg」を「キイトルーダ点滴静注 100mg」に改める。

(2) 記の 2 に次のように加える。

(9) がん化学療法後に増悪した PD-L1 陽性の根治切除不能な進行・再発の食道扁平上皮癌
本製剤をがん化学療法後に増悪した PD-L1 陽性の根治切除不能な進行・再発の食道扁平上皮癌の治療に用いる場合は、次の事項をレセプトの摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など)

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来化学療法加算 1 又は外来化学療法加算 2 の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）

ア 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に 5 年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2 年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む 5 年以上の消化器外科学の修練を行っていること。

ウ 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に 4 年以上の臨床経験を有していること。うち、3 年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。

3) PD-L1 陽性を確認した検査の実施年月日及び検査結果（発現率）

2 イミフィンジ点滴静注 120mg 及び同 500mg

抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知に次のように加える。

(3) 本製剤を進展型小細胞肺癌に用いる場合は、次の事項をレセプトの摘要欄に記載すること。

① 次に掲げる施設のうち、該当するもの(「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載)

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など)

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など)

エ 外来化学療法室を設置し、外来化学療法加算 1 又は外来化学療法加算 2 の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

② 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの(「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載)

ア 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に 5 年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2 年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に 4 年以上の臨床経験を有していること。うち、3 年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府健康福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

受 給 者 番 号	0034033
氏 名	佐 藤 保 人
生 年 月 日	—
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 2 . 8 . 21

保険医療部通信

(第 330 報)

令和 2 年 4 月診療報酬改定について

令和 2 年 4 月診療報酬改定に関する「Q & A」(その 7)

◇厚生労働省疑義解釈資料 (その 29 / 8 月 25 日付)

質問・未確定事項等	回 答
〔重症度、医療・看護必要度〕	
Q 1 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I においても、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A・C 項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」(以下「コード一覧」という。)を用いて A 項目の一部の項目及び C 項目の評価を行うこととなったが、歯科の入院患者についてはどのように評価を行えばよいか。	A 1 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I においては、歯科の入院患者も評価の対象に含める。コード一覧を用いて評価を行う項目については、コード一覧に掲載されている項目が該当するかを個々に確認することで評価を行うこととして差し支えない。
Q 2 「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」のアセスメント共通事項「8. 評価の根拠」において、「当日の実施記録が無い場合は評価できない(後略)」とあるが、評価票と実施記録は異なると考えて、B 項目は、「患者の状態」及び「介助の実施」の両方について、評価票による評価の他に、根拠となる記録を残す必要があるか。	A 2 B 項目については、「『患者の状態』が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。」としており、「患者の状態」及び「介助の実施」を評価した評価票が実施記録にあたると考えて差し支えない。したがって、評価票による評価の他に、根拠となる記録を別に残す必要はない。 なお、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I」、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 II」、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」及び「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度」の B 項目のいずれについても同様の取扱いである。
〔コンピューター断層撮影診断料〕	
Q 3 コンピューター断層撮影診断料通則 4 における「新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算」は、新生児、3 歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児の頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合に算定するが、その「コンピューター断層撮影」とは具体的には何を指すのか。	A 3 「E200」コンピューター断層撮影(CT 撮影)(一連につき)を指す。

質問・未確定事項等	回 答
〔手術通則〕	
Q 4 医科点数表第 2 章第 10 部 手術の通則 9 に記載する頸部郭清術を併せて行った場合の加算は、「K463」甲状腺悪性腫瘍手術「1」切除（頸部外側区域郭清を伴わないもの）又は「3」全摘及び亜全摘（頸部外側区域郭清を伴わないもの）においては、どのような場合に算定するのか。	A 4 通則 9 における頸部郭清術を併せて行った場合の加算については、頸部リンパ節群が存在する頸部領域の腫瘍細胞を根絶するため、当該領域の組織（筋、リンパ節、静脈、脂肪、結合組織等）を広範囲に摘出した場合に限り、算定できる。 なお、頸部外側区域郭清を行った場合であっても、上記の要件を満たさない場合は、当該加算の算定はできない。
〔同種クリオプレシピテート作製術〕	
Q 5 「K924－3」同種クリオプレシピテート作製術の施設基準において、「関連学会から示されているガイドライン」とあるが、具体的には何を指すのか。	A 5 日本輸血・細胞治療学会の「クリオプレシピテート作製プロトコル」及び「FFP-LR240 を用いたクリオプレシピテート作製プロトコル」を指す。
Q 6 「K924－3」同種クリオプレシピテート作製術について、同種クリオプレシピテート製剤を複数投与した場合はどのように算定するのか。また、作製に使用した血液製剤はどのように算定するのか。	A 6 同種クリオプレシピテート製剤を複数投与した場合は、投与したクリオプレシピテート製剤 1 バッグにつき所定点数を 1 回算定する。その際、当該製剤を作製するのに使用した血液製剤は別に算定する。

◇厚生労働省疑義解釈資料（その 1 / 令和 2 年 3 月 31 日付）の訂正
（京都医報 4 月 15 日号付録保険医療部通信 P 21 参照）

質問・未確定事項等	回 答
〔終夜睡眠ポリグラフィー〕	
Q111 「D237」終夜睡眠ポリグラフィーに係る安全精度管理下で行うものに関する施設基準における「日本睡眠学会等が主催する研修会」とは具体的にどのようなものか。	A111 現時点では、日本睡眠学会による「睡眠検査安全精度管理セミナー睡眠検査適正化促進セミナー」が該当する。

地域医療部通信

ロタウイルスワクチン予防接種の定期接種化について ～京都府広域予防接種協力医療機関募集のお知らせ～

京都府では、予防接種法に係る政省令が改正されたことを受け、令和 2 年 10 月 1 日から新たにロタウイルスワクチン予防接種を定期接種として開始します。

つきましては、京都府（京都市を除く市町村）における広域予防接種協力医療機関を下記の要領で募集いたしますので、ご協力いただけます場合は、9 月 30 日(水)までに承諾書（裏面）に必要事項をご記入の上、京都府医師会地域医療 3 課（FAX：075－354－6097）までご送信くださいますようお願いいたします。

なお、期日後も随時受け付けておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 開始日

令和 2 年 10 月 1 日(木) から通年実施

2 概 要

(1)対象者及び接種回数

接種回数等の異なる 2 種類のワクチンがあり、どちらも定期接種への使用が認められています。対象者は、令和 2 年 8 月以降に生まれた京都府民（京都市民を除く。）で、下表の週齢に該当する方です。

ワクチン名	対 象 者	接種回数
ロタリックス (経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン)	出生 6 週 0 日後から出生 <u>24 週 0 日後</u> の乳児	27 日以上の間隔を おいて <u>2 回</u>
ロタテック (5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン)	出生 6 週 0 日後から出生 <u>32 週 0 日後</u> の乳児	27 日以上の間隔を おいて <u>3 回</u>
【標準的な接種期間】 どちらも、 <u>初回接種は生後 2 月から出生 14 週 6 日後までの間に接種</u> することが望ましい。		

※ 1 出生○週●日後とは、出生日の翌日を「出生 0 週 1 日後」として算出する。

※ 2 初回接種が出生 15 週 0 日後以降となる場合、安全性の観点から接種を勧められない。

※ 3 対象者で、令和 2 年 10 月 1 日より前に、任意接種（全額自己負担）で受けた予防接種も上記の接種回数としてカウントするため、不足回数分のみ接種。

※ 4 同一のワクチンで規定回数の接種を完了することが原則であるが、転居等、やむを得ない事情がある場合は次の方法で接種できる。

	1 回目		2 回目		3 回目
①	ロタリックス	→	ロタテック	→	ロタテック
②	ロタテック	→	ロタテック	→	ロタリックス
③	ロタテック	→	ロタリックス	→	ロタリックス

(上記以外のパターンは認められない。)

(2)実施方法

京都府広域予防接種協力医療機関における個別接種とし、被接種者の保護者は協力医療機関に予約し、接種医は被接種者にロタウイルスワクチンを接種する。

地域医療 3 課 FAX (075 - 354 - 6097)

承 諾 書

京都府広域予防接種（ロタウイルスワクチン）に協力することを承諾いたします。

令和 年 月 日

医 療 機 関 名	
医 療 機 関 所 在 地	〒 -
電 話 / FAX 番 号	TEL - - FAX - -
承 諾 医 師 名 (署名・捺印) ※承諾医師が複数の場合、 <u>全ての医師名をご記入く</u> ださい。	
医療機関名の公表について (どちらかを○で囲んでく ださい。)	公表に同意する ・ 公表に同意しない

※すでにお届けいただいている予防接種に関する登録情報は今回の情報に更新させていただきます。

令和 2 年度 京都市高齢者インフルエンザ予防接種について

令和 2 年度京都市高齢者インフルエンザの予防接種を次の要領にて実施します。

なお、本内容につきましては、9 月 1 日号にも掲載されておりますが、国の示す方針に従い、接種開始日を早めることとなりました（変更前：10 月 15 日(木)～，変更後：10 月 1 日(木)～）。

急の変更となりますが、よろしくお願いいたします。

1 実施期間 令和 2 年 10 月 1 日(木)～令和 3 年 1 月 31 日(日)

- 2 対象者 (1) 接種日現在 65 歳以上の京都市民
(2) 接種日現在 60 ～ 64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり日常生活を極度に制限される京都市民
(3) 接種日現在 60 ～ 64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活を極度に制限される京都市民

3 接種料金 5,088 円 (税込・自己負担金含む)

※ 窓口徴収金額 (自己負担金) = 2,000 円

(市民税課税者で所得金額が 125 万円超の方は、事前申請は不要です。)

※ ただし、下表の区分に該当する方で、接種費用の軽減を希望する方は、事前に郵送にて申請し、証明書の交付を受け、医療機関に提出することで、それぞれ右側に記載する料金の軽減されます（後日提出されても接種料金の還付制度はありません。）。

⇒ 令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、郵送申請受付のみとなり、区役所等の窓口では申請受付できません（裏面「7 郵送申請のパンフレット配架および配布のお願い」参照）。

区 分		接種料金
市民税課税者	総所得金額 100 万円超 125 万円以下	1,500 円
	総所得金額 100 万円以下	1,000 円
市民税非課税者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		無 料

※不適格診断料：2,970 円

4 予診票等の書類について

「予防接種受託報酬請求書」「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」「手引き」等については、9 月中に協力医療機関に対して京都市（担当：医療衛生企画課 TEL：075－222－4421）から直接送付いたしますので、そちらをご使用ください。

5 請求方法について

接種料金が軽減されない方（市民税課税で総所得金額 125 万円超）については、従前どおり、予診票に付属の「予防接種券」（自己負担金欄に 2,000 円と印字）を「予防接種受託報酬請求書」に添付して国保連合会へ請求していただきますようお願いいたします。

接種料金が軽減される方（「無料」「1,000 円」「1,500 円」のいずれかの接種料金の方）の場合は、予診票に付属する「予防接種券」（自己負担金欄に 2,000 円と印字）ではなく、京都市が発行する「自己負担区分証明書（兼予防接種券）」を添付して請求いただく必要がありますので、ご注意ください。

次ページもご確認ください。

6 協力医療機関の登録方法

新たに協力医療機関としての登録を希望される場合は、京都府医師会 地域医療3課（TEL：075-354-6134 FAX：075-354-6097）までご連絡ください。折り返し、申請用紙（協力医療機関承諾書）を送付（FAX）いたします。

なお、以前にご登録いただきました医療機関各位におかれましては、ご辞退のお申し出がない限り、本年度も協力医療機関としてお取り扱いさせていただきますので、ご了承ください。

7 郵送申請のパンフレット配架および配布のお願い

接種料金の軽減対象となる方は事前手続が必要ですが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請受付のみとなります。9月上旬から協力医療機関様宛てに一定数を送付いたしますので、配架および配布の積極的な御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、区役所等の窓口では申請受付ができません。

例年、多くの方が各区役所等に来庁されることから、窓口における密集を避けるための対策として行うものですので、区役所等へのご案内は避けていただきますよう、ご理解・ご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

<参考> 自己負担区分証明書（兼予防接種券）

はがきタイプの様式

高齢者インフルエンザ予防接種 自己負担区分証明申請書兼証明書(予防接種券) 赤枠内をご記入ください。	
接種希望者	
氏 名	フリガナ
生年月日	(西暦・明・大・昭) 年 月 日(満 歳)
住 所	京都市() 区
電話番号	() -
(以下は記入不要です)	
接種料金	京都市確認印
●医療機関記入欄	
接種年月日	年 月 日
接種医療機関	
所在地	
名 称	
医師名	㊞

ホームページに掲載する様式

.....年.....月.....日申請 高齢者インフルエンザ予防接種 自己負担区分証明書（兼予防接種券）		
被接種者 (接種を受ける方)	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	西暦・明治・大正・昭和 年 月 日(歳)
	住 所	京都市() 区
電話番号		
上記の書について、接種料金の自己負担金を下記のとおりとします。京都市確認・発行日(確認印のないものは無効です) (有効期間：当該年度の1月31日まで)		
円 ㊞		
○接種される方はこの証明書を京都市予防接種協力医療機関に提出し、自己負担金をお支払いください。 ○接種は、国が定める対象者基準(※)を満たし、接種医に接種可と判断された方が受けることができます。 (※) 65歳以上の京都市民、又は60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓、呼吸器等の機能障害(身体1級程度)を有する方		
医療機関 記 入 欄	接種年月日 接種医療機関 所在地 年 月 日 名 称 医師名 ㊞	

令和 2 年度 京都市子どもの予防接種研修会

京都市では、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期の予防接種を行っておりますが、近年においては平成 25 年度にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン、平成 26 年度に水痘ワクチン、平成 28 年度に B 型肝炎ワクチンが定期接種化されるなど接種対象ワクチンが増加しており、本年 10 月からはロタウイルスワクチンの定期接種が開始されます。

このような状況をふまえ、府医では予防接種の質の確保や安全性を高めるために「京都市子どもの予防接種研修会」を開催いたします。

京都市定期予防接種協力医療機関の皆様におかれましては、開催の趣旨等をふまえ、できる限り多数の先生方のご参加を賜りますようお願い申し上げます。

* 京都市子どもの予防接種研修会 *

と き	令和 2 年 9 月 19 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分 WEB 形式にて開催いたします。参加ご希望の方は裏面をご覧ください
内 容	講演『ロタウイルスワクチンとムンプスワクチンについて』 医療法人社団石鎚会 田辺中央病院 京都府医師会 感染症対策委員会委員 伊藤 陽里 先生
連 絡	「子どもの予防接種 京都市個別接種（定期）の手引きについて」 京都市 医療衛生企画課 感染症企画担当
対 象	医師および看護師等医療従事者
共 催	京都市・京都府医師会

* 京都府医師会指定学校医制度指定研修会 1 単位

* 日医生涯教育カリキュラムコード (1.5 単位)

7. 医療の質と安全：0.5 単位 (講演)

8. 感染対策：0.5 単位 (講演)

11. 予防と保健：0.5 単位 (連絡)

(問い合わせ先)

京都市 保健福祉局 医療衛生企画課

感染症企画担当：谷口

TEL：075-222-4421 FAX：075-222-4062

または

京都府医師会 地域医療 3 課 担当：鈴木

TEL：075-354-6134 FAX：075-354-6097

※参加ご希望の方は、下記申込書またはメール本文に必要事項をご記入の上、
FAX (075-354-6097) またはメール (msuzuki-j@kyoto.med.or.jp) までお申し込みください。

—————*—————*—————*—————*—————*—————*

京都府医師会地域医療 3 課 (F A X : 075-354-6097)
(メール : msuzuki-j@kyoto.med.or.jp)

<令和 2 年度 京都市子どもの予防接種研修会 (9.19) >

参 加 申 込 書

地 区		医療機関名	
TEL		FAX	
お名前		職 種	
【ご注意】メールアドレス（こちらのアドレスに視聴方法や資料等を <u>事前</u> にご連絡いたしますので楷書で大きくご記入ください。）※必須項目			

申し込み締め切り：9 月 16 日 (水)

【お知らせ】WEB での視聴が困難な場合は府医事務局（地域医療 3 課）
(TEL : 075-354-6134) までご相談ください。

産業保健研修会のご案内

(令和 2 年 10 月～ 11 月) のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、以下の対応をさせていただきますので、ご了承ください。

- 1) 流行の状況によって、開催を中止する可能性がございます。
- 2) 必ずマスク着用の上、ご参加ください。
- 3) 発熱、風邪症状のある場合は、参加をお控えください。
- 4) 密を避け、通常より座席間隔を取るため、受講定員を絞らせていただきます。
- 5) 換気を促進するため、扉や窓を開放させていただきます。
- 6) 更新期日の迫った産業医の参加を一部優先させていただきます。
- 7) 他府県からの参加はご遠慮ください。

京都産業保健総合支援センターとの共催

お申し込みは、下記（一覧表の下）をご参照ください。

※以下の研修会は、日認定産業医研修会として申請中

日時・場所	テーマと概要	定員	講 師
10 月 1 日 (木) 午後 2 時～ 午後 4 時 京都府医師会館 3 階会議室 (JR 二条駅東側)	「典型的な問題事例と解説」 高次脳機能障害と発達障害の事例を素材として、法的に求められる合理的配慮の内容、労災保険給付の申請への事業者の協力の要否、従業員の疾病り患情報の産業医への通知の必要性の有無、事業者が産業医を活用しなかった場合の法的リスク、自動車運転制限の要否、産業医の勧告が聞き入れられなかった場合に当該産業医に求められる対応、会社分割により承継会社に異動する障害者に対してそれまで分割会社で行われていた配慮を打ち切れるか、業務上のミスを理由とする賃金減額措置の可否、企業がアスペルガー症候群の労働者への対応を誤った場合の産業医の法的責任等について論じます（以上変更の可能性あり）。 生涯（専門）2 単位	50 名	愛三西尾法律事務所 弁護士 井上 洋一 氏
10 月 7 日 (水) 午後 2 時～ 午後 4 時 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「健康と医療に関する情報のチェックポイント～エビデンスに基づく産業保健に向けて～アップデート」 今日、健康や医療の情報は、メディア、インターネット、口コミなどさまざまな形で世の中に溢れています。しかし、何が正しいのか、何を信じたらよいのか、分からなくなっているのが現代人の共通の悩みとも言えます。情報に振り回されず、それを活用できる力はヘルスリテラシー、または健康情報リテラシーと呼ばれます。講演では、より良い産業保健の専門家にとって必要な情報のチェックポイントと、その手がかりとなる疫学やエビデンスについてのお話をしたいと思います。 生涯（専門）2 単位	40 名	京都大学大学院 医学研究科 副研究科長 社会健康医学系専攻 専攻長 健康情報学分野 教授 中山 健夫 氏

日時・場所	テーマと概要	定員	講 師
10 月 8 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「有機溶剤中毒予防規則の解説」 有機溶剤は多数の職場で使用されています。写真を見ながら有機溶剤業務、有機則を理解するとともに、有機則の条文の構成を理解することにより、特化則などの各規則の考え方を理解することができます。 生涯 (更新) 2 単位	40 名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 玉泉 孝次 氏
10 月 10 日 (土) 午後 2 時 15 分 ~ 午後 4 時 45 分 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「健康情報の取扱いと法」 産業医が訴訟に巻き込まれると問責されることが多い健康情報の取扱いについて、関係法令や行政が示してきた考え方の要点を示したうえで、Q&A 形式で、実務上の課題への回答例を解説します。 生涯 (専門) 2.5 単位	30 名	近畿大学法学部 教授 三柴 丈典 氏
10 月 15 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 京都府医師会館 3 階会議室 (JR 二条駅東側)	「コロナ流行下で考えなおす職場における感染症対策」 2020 年は中国での新型コロナウイルス感染症の流行拡大で幕をあげ、現在流行は全世界に拡大し国内でもさまざまな分野に影響を及ぼしています。一方、昨シーズンのインフルエンザは小規模で終わり、昨年まで流行が気になっていた麻しん、風しん等の発生は少なくなっています。この研修会では新型コロナウイルス感染症を含め職場で問題となる感染症を概説し、コロナ流行下で必要な感染症対策につき考えていきます。 生涯 (専門) 2 単位	50 名	京都市立病院 副院長 清水 恒広 氏
10 月 17 日 (土) 午後 2 時 15 分 ~ 午後 4 時 15 分 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「様々な依存症 ~アルコール、ギャンブル、そのほか~」 平成 26 年に「アルコール健康障害対策基本法」、平成 30 年に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行されました。アルコールとギャンブルは、「物質依存」と「行為嗜癖」の代表とすることができます。いずれも、就労している世代に事例化することが多く、一方で潜在的に進行することも問題となります。さらに近年は、様々な薬物依存も話題となることがあります。これらの依存症に対しては差別や偏見もあり、治療につながりにくいケースも見られます。ここでは、主としてアルコールとギャンブルの問題を取上げ、様々な依存症に共通する課題も含めて、基本的な知識について学んでいただければと考えています。 生涯 (専門) 2 単位	30 名	京都市こころの健康 増進センター センター長 波床 将材 氏
10 月 28 日 (水) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 京都府医師会館 3 階会議室 (JR 二条駅東側)	「オフィス環境の職場巡視」 製造現場とは異なり、オフィスの職場巡視は軽視されがちです。しかし実際にはオフィスにも注意を払うべき危険有害要因は少なくありません。事例に基づいてチェックポイントとその対策について説明するとともに、職場への実効性ある介入方法についてもお話し致します。 生涯 (専門) 2 単位	50 名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 山田 達治 氏

日時・場所	テーマと概要	定員	講 師
11 月 4 日(水) 午後 2 時～ 午後 4 時 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「災害事例と労働安全衛生法令」 産業の“現場”で生じている労働災害だけではなく、新聞などに報道されている災害にも、労働安全衛生法令の規定を知り、沿った対応ができていれば防止できたものが少なからずあります。 本研修では、実際に起こった災害を取り上げ、その防止に有効な労働安全衛生法令上の対応について確認していきます。 生涯（更新） 2 単位	40 名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 篠原 耕一 氏
11 月 5 日(木) 午後 2 時～ 午後 4 時 京都府医師会館 3 階会議室 (JR 二条駅東側)	「典型的な問題事例と解説」 パーソナリティが組織風土に合わず、ハラスメントを訴えて精神疾患を発症し、休職した労働者の復職を産業医が不可としたというモデル事例を素材に、弁護士が、Q&A 方式で、関連する法律知識を説き、予防策について共に考えます。 生涯（専門） 2 単位	50 名	弁護士法人 古家野法律事務所 弁護士 古家野晶子 氏
11 月 12 日(木) 午後 2 時～ 午後 4 時 産保センター 2 階会議室 AB ※公共交通機関をご利用ください	「作業環境測定機器取扱実務研修と作業環境測定に係る関係法令の解説」 騒音計、照度計、粉じん計等の各種作業環境測定機器に実際に触れて、その取扱い方法等を学びます。また、個人サンプラーによる作業環境測定や特定化学物質の追加など関係法令について解説します。 ※研修内容の都合上、大幅な遅刻は講師や他の受講者へのご迷惑となりますので、時間厳守でお願いいたします。 生涯（実地） 1 単位、（更新） 1 単位	12 名	京都産業保健 総合支援センター 相談員 岡本 浩 氏 相談員 桑村 明男 氏
11 月 14 日(土) 午後 2 時 15 分 ～午後 4 時 45 分 京都府医師会館 2 階会議室 (JR 二条駅東側)	「過労死裁判例の動向と働き方改革」 過労死裁判例の最新の動向と働き方改革の主なポイントを解説したうえで、個人と組織の健康のため、関係者に求められる有効かつ適正な対応策について論じます（以上変更の可能性あり）。 生涯（専門） 2.5 単位	30 名	近畿大学法学部 教授 三柴 丈典 氏

■お申し込み方法■

「京都産業保健総合支援センター」ホームページ（<https://www.kyotos.johas.go.jp>）からお申し込みください。

定員に達している場合はお申し込みできませんので、ホームページでご確認ください。

受付開始日は研修ごとに異なりますので、ホームページでご確認ください。

■お問い合わせ先■

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

電話. 075-212-2600 FAX. 075-212-2700

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

令和 2 年度 健康スポーツ医学講習会「前期」開催要項

第 31 回近畿医師会連合健康スポーツ医学講習会 } 共催
第 32 回大阪府医師会健康スポーツ医学講習会 }

日 時：【第 1 日目】令和 2 年 11 月 14 日(土) 午後 2 時 00 分～午後 7 時 35 分
【第 2 日目】令和 2 年 11 月 15 日(日) 午前 9 時 00 分～午後 6 時 15 分
※両日の受講が必要です。また、今年度は「前期プログラム」のみであり、「後期プログラム」は来年度の開催となります。
※本講習会は、日医認定健康スポーツ医の更新のために受講する「再研修会」ではありません。

会 場：大阪府医師会館 2 階ホール

主 催：近畿医師会連合、大阪府医師会

内 容：別紙プログラムをご参照ください。

受講資格：大阪府医師会会員、近畿各府県医師会会員など（※非会員も受講可能）

定 員：100 名

※新型コロナ感染拡大防止の取組みとして、通常開催より定員を減としています。申込者多数の場合は抽選とし、申し込み締め切り後（10 月末）に申込者全員に参加の可否についてご連絡いたします。

※当日は、体温チェックの上マスク着用をお願いします。発熱や軽度ではあっても咳・咽頭痛などがある方は参加を控えてください。

申込方法：受講希望者は、10 月 2 日(金) までに指定の申込用紙に必要事項を記入の上、『京都府医師会 地域医療 2 課 宛』に提出してください。なお、申込用紙につきましては府医ホームページ（産業医・スポーツ医関連→近医連主催研修会一覧）にてダウンロードしてください。

受 講：10 月末に受講票および受講料振込用紙をお送りしますので、講習会当日までに、受講料（1 万円）をお振り込みください。なお、欠席されても、返金には応じかねますので、ご注意ください。

修 了 証：講習会当日は、受講票にて出欠確認を行い、2 日間すべてのカリキュラムを受講された方には、大阪府医師会より修了証を交付いたします。なお、本講習会の修了証は、日医への申請の際に必要となりますので、紛失などにご注意ください。

※本講習会は、各日とも厳重に出欠確認を行います。途中退場された場合は、修了証を発行できませんので、予めご注意ください。

そ の 他：本研修会の詳細については、大阪府医師会地域医療 2 課健康スポーツ医学係（TEL：06-6763-7002, FAX：06-6765-3737）までお問い合わせください。

◇令和 2 年度健康スポーツ医学講習会「前期」プログラム

◎令和 2 年 1 1 月 1 4 日 (土)

時 間	内 容 お よ び 講 師	座 長
14:00~14:05	開会挨拶 大阪府医師会理事 前 川 たかし	
14:05~14:15	○日本医師会認定健康スポーツ医制度について 大阪府医師会理事 前 川 たかし	
14:15~15:15	1. スポーツ医学概論 (60分) 相愛大学人間発達学部発達栄養学科教授 藤 本 繁 夫	前 川 たかし
15:20~16:20	5. 運動と栄養・食事・飲料 (60分) 大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター准教授 横 山 久 代	藤 本 繁 夫
16:25~17:25	3. 呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果 (60分) 大阪市立大学大学院医学研究科運動生体医学教授 吉 川 貴 仁	横 山 久 代
17:30~18:30	11. メンタルヘルスと運動 (60分) 大阪市立大学大学院医学研究科神経精神医学教授 井 上 幸 紀	吉 川 貴 仁
18:35~19:35	2. 神経・筋の運動生理とトレーニング効果 (60分) 関西医科大学附属病院リハビリテーション科教授 長 谷 公 隆	井 上 幸 紀

◎令和 2 年 1 1 月 1 5 日 (日)

時 間	内 容 お よ び 講 師	座 長
9:00~10:00	6. 女性と運動 (60分) こうむら女性クリニック院長 甲 村 弘 子	吉 川 貴 仁
10:05~11:05	8. 中高年者と運動——内科系 (60分) 角谷リハビリテーション病院院長 有 田 幹 雄	島 田 幸 造
11:10~12:10	9. 発育期と運動——整形外科系 (60分) 地域医療機能推進機構大阪病院統括診療部長 島 田 幸 造	細 井 雅 之
12:10~12:55	休 憩 (昼 食) (45分)	
12:55~13:55	4. 内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果 (60分) 大阪市立総合医療センター糖尿病・内分泌センター部長 細 井 雅 之	吉 川 貴 仁
14:00~15:00	7. 発育期と運動——小児科系 (60分) 兵庫県立尼崎総合医療センター小児血液・腫瘍内科部長 宇佐美 郁 哉	岡 田 邦 夫
15:05~16:05	12. 運動のためのメディカルチェック——内科系 (60分) 大阪ガス株式会社人事部Daigasグループ健康開発センター顧問 岡 田 邦 夫	宇佐美 郁 哉
16:10~17:10	10. 中高年者と運動——整形外科系 (60分) 大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究科教授 堀 部 秀 二	史 野 根 生
17:15~18:15	13. 運動のためのメディカルチェック——整形外科系 (60分) 行岡病院スポーツ整形外科センター長 史 野 根 生	堀 部 秀 二
	閉会挨拶 大阪府医師会理事 前 川 たかし	

(敬称略)

令和 2 年度

第 31 回近畿医師会連合 健康スポーツ医学講習会

第 32 回大阪府医師会 健康スポーツ医学講習会

「前期」

受講申込書

日 時：令和 2 年 11 月 14 日 (土) 午後 2 時 00 分～午後 7 時 35 分
15 日 (日) 午前 9 時 00 分～午後 6 時 15 分

会場：大阪府医師会館
(大阪市天王寺区上本町 2 - 1 - 22)

フリガナ			性別	1. 男	2. 女	
氏 名			生 年 月 日	1. 大正	2. 昭和	3. 平成
所 属	府 県	医師会	専 門 科 目	1. 小児科	2. 内科	3. 外科
医師会名	地 区	医師会	科 目	4. 整形外科	5. その他 ()	
勤 務 先	〒	-	電話番号	-	-	
住 所	都 道 府 県	[役職]				
自 宅 所 住	〒	-	電話番号	-	-	
医師免許証 番 号	第	号	医 籍 登 録 年 月 日	1. 大正	2. 昭和	3. 平成
Q：スポーツ医に関する資格および日医認定の健康スポーツ医学講習会の修了証をお持ちですか？						
1. あり						
a. 認定資格取得済：日医・日整会 ^(※1) ・日本スポーツ協会 ^(※2) ・その他 ()						
b. 現在受講中：お持ちの修了証は、平成 年 月に開催された						
主催の [前期 ・ 後期] 講習会						
2. なし						

注 意

申込書は楷書にて記入し、所属地区医師会（大阪府を除く近畿地区は所属府県医師会スポーツ医学係）宛てにご送付ください。なお、近畿地区以外の地域から申し込む場合は、大阪府医師会地域医療 2 課（〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2 - 1 - 22）まで直接ご送付ください。

＜補足説明＞

※1：日本整形外科学会認定スポーツ医、日本整形外科学会スポーツ医学研修会総論修了者

※2：日本スポーツ協会公認スポーツドクター、または同養成講習会基礎科目修了者

（上記に該当される場合は、本講習会の受講の必要はございません）

医療機関における 新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について

今般、厚生労働省より、院内感染の拡大防止の観点から、医療機関において新型コロナウイルス感染者が発生した際の医療機関における行政検査に関する考え方が整理され、下記のとおり厚生労働省より事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

○医療機関の職員または患者に感染者が発生した場合には、適切な感染管理が可能となるよう、感染が疑われる者への速やかな検査を実施することが重要となる。

○新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の対象については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（令和2年7月15日時点）」（令和2年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）Q 1において、以下のように示されている。

◆新型コロナウイルス感染症にかかる「行政検査」の対象者としては、感染症法第15条第1項・第3項第1号より、

- ①新型コロナウイルス感染症の患者
 - ②当該感染症の無症状病原体保有者
 - ③当該感染症の疑似症患者
 - ④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
- となっております。

◆上記①～③の具体的な基準としては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年5月13日付健感発0513第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、それぞれをお示ししております。

◆上記④については、例えば、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和2年5月29日版。国立感染症研究所感染症疫学センター）に示されている「濃厚接触者」が該当することをお示ししていますが、必ずしもこれに限られず、以下のような者についても④に該当すると考えられます。

- 特定の地域や集団、組織等において、
- ・関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、
 - ・濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

※上記の「地域や集団、組織等に属する者」に対する行政検査については個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行

うのであり、検査対象者は濃厚接触者として取り扱うことはしないこと（14日間の健康観察の対象としない）とされている。

○感染が発生した医療機関で検体採取が行われる場合、

- 1) 保健所職員が行う、
- 2) 発生施設の医療従事者が行う、に加え職員の多くが新型コロナウイルス感染症に感染し当該医療機関内の医師等が検体採取等を実施できない場合には、
- 3) その他の医療機関等へ協力を要請し出張方式で検体採取を行うことが想定される。

○3) の場合については、感染症予防事業費等国庫負担金を活用し、行政検査の外部委託により、感染者が発生した医療機関に看護職員等を派遣し検体採取を行うことができるチームをあらかじめ確保しておくことも考えられる。

○なお、医療機関が平時に連携している医療機関等（以下「連携医療機関」という。）が、地域の検査体制が逼迫した場合に保健所に代わり検体採取又は検査実施が可能な見込みである場合には、その旨を保健所に連絡し、保健所から連絡を受けた都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が、当該連携医療機関と行政検査に係る委託契約の調整を行うことも考えられる。

※当該委託契約の効果は遡及させることができることから、契約手続きに時間を要する場合などには、契約が締結されれば契約締結前に実施された検査についても契約に基づく補助の対象になることを都道府県等と連携医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査を実施することとしても差し支えない。

○その場合も以下の点に留意すること。

- ・検体採取に必要な滅菌綿棒等の資材は、都道府県等において準備すること。
- ・緊急の場合やあらかじめ調整している場合等は委託者や医療機関の感染防護や検体採取の資材を使用することも考えられるが、その場合、使用分は都道府県等において補充又は費用の負担をすること。

○2) の場合についても、3) の場合と同様に、保健所の指示の下、当該医療機関と行政検査に係る委託契約を行う必要があり、また、当該委託契約においても当該委託契約の効果は遡及させることができる。なお、医師が必要と認めた者を除き、「地域や集団、組織等に属する者」に対して一律の検査を実施する場合には、保険診療の適用外となる。

○なお、現在、感染リスクのより低い唾液による検査が無症状者を含め可能となっており、また、有症状者には迅速に結果が判定できる抗原検査キットも活用できるようになっている。保健所や医療機関においては、唾液による検体採取を積極的に考慮するとともに、抗原検査キットを予め一定程度備えておくことも重要である。また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用等により、PCR 検査機器や抗原定量検査機器をさらに整備することも重要である。

異なるワクチンの接種間隔に係る添付文書の 「使用上の注意」の改訂について

『予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について』の一部改正のうち、予防接種における異なるワクチンの接種間隔については、定期接種実施要領に所要の改正が行われ、令和 2 年 10 月 1 日より施行されることとしております。

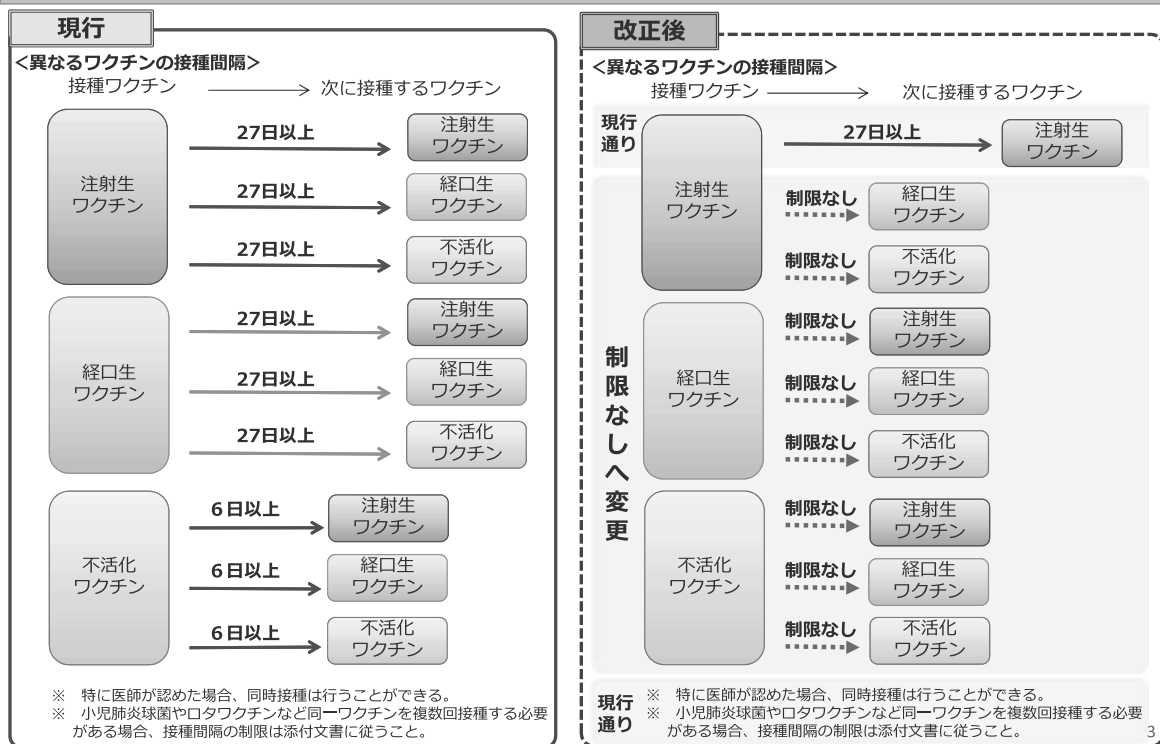
異なるワクチンの場合、接種してから次のワクチンを接種するまでに、一定の間隔をあける必要があります。従来は生ワクチンなら接種してから 27 日以上、不活化ワクチンなら接種してから 6 日以上の間隔をあけないと次のワクチンを接種することができませんでした。

この度、定期接種実施要領の改正にともない、制限が一部緩和されることとなり、今後は下表の変更後のとおり、注射の生ワクチン間のみ接種してから 27 日以上あけることとし、その他のワクチンについては制限がなくなりましたが、あくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてですので、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来どおりとなりますのでご注意ください。

厚生労働省 定期予防接種実施要領

<https://www.kyoto.med.or.jp/info/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/c10d6baf956948b96611bafcl3cdcb0a.pdf>

<参考> 改正後の接種間隔のイメージ



2020 年 10 月 京都市 (乙訓 2 市 1 町) 病院群輪番編成表

太字の病院は小児科の当番病院です。

日	曜	A ブロック	B ブロック	C ブロック	D ブロック
1	木	バプテスト	向日回生	明石	共和
2	金	民医連あすかい	シミズ	相馬	医仁会武田
3	土	京都下鴨	三菱京都	堀川	洛和会音羽
④	日	西陣西陣	河端千春会	京都市立京都九条	伏見桃山医仁会武田
5	月	バプテスト	泉谷	吉祥院	京都久野
6	火	西陣	民医連中央	がくさい	なぎ辻
7	水	富田	新河端	十条	洛和会音羽
8	木	室町	民医連中央	武田	医仁会武田
9	金	バプテスト	京都桂	堀川	原田
10	土	洛陽	泉谷	十条	洛和会音羽
⑪	日	京都下鴨バプテスト	河端洛西シミズ	京都市立新京都南	洛和会音羽大島
12	月	大原記念	千春会	京都回生	医仁会武田
13	火	バプテスト	三菱京都	武田	愛生会山科
14	水	京都からすま	洛西シミズ	京都南	洛和会音羽
15	木	京都博愛会	西京都	京都武田	医仁会武田
16	金	バプテスト	内田	明石	蘇生会
17	土	愛寿会同仁	千春会	京都九条	洛和会音羽
⑱	日	民医連あすかいバプテスト	長岡京洛西ニュータウン	京都市立京都回生	大島伏見桃山
19	月	バプテスト	太秦	がくさい	医仁会武田
20	火	賀茂	洛西ニュータウン	武田	医仁会武田
21	水	民医連あすかい	新河端	相馬	洛和会音羽
22	木	バプテスト	民医連中央	吉川	むかいじま
23	金	京都下鴨	泉谷	吉祥院	医仁会武田
24	土	西陣	京都桂	新京都南	なぎ辻
②⑤	日	賀茂賀茂	長岡京三菱京都	京都市立洛和会丸太町	愛生会山科金井
26	月	バプテスト	洛西ニュータウン	相馬	原田
27	火	富田	洛西シミズ	十条	医仁会武田
28	水	室町	京都桂	洛和会丸太町	洛和会音羽
29	木	バプテスト	向日回生	京都武田	京都久野
30	金	洛陽	シミズ	明石	医仁会武田
31	土	大原記念	新河端	京都九条	洛和会音羽

病院群輪番協力医療機関一覧 (五十音順)

A ブ ロ ッ ク		B ブ ロ ッ ク		C ブ ロ ッ ク		D ブ ロ ッ ク	
病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号
愛寿会同仁病院	431-3300	泉 谷 病 院	801-0111	明 石 病 院	313-1453	愛生会山科病院	594-2323
賀 茂 病 院	493-3330	太 秦 病 院	871-0505	が く さ い 病 院	754-7111	医仁会武田総合病院	572-6331
京都大原記念病院	744-3121	内 田 病 院	882-6666	吉 祥 院 病 院	672-1331	大 島 病 院	622-0701
京都からすま病院	491-8559	河 端 病 院	861-1131	京 都 回 生 病 院	311-5121	金 井 病 院	631-1215
京 都 下 鴨 病 院	781-1158	京 都 桂 病 院	391-5811	京 都 九 条 病 院	691-7121	京都医療センター	641-9161
京都博愛会病院	781-1131	京都民医連中央病院	861-2220	京 都 市 立 病 院	311-5311	京 都 久 野 病 院	541-3136
京都民医連あすかい病院	701-6111	済生会京都府病院	955-0111	京 都 武 田 病 院	312-7001	共 和 病 院	573-2122
富 田 病 院	491-3241	シ ミ ズ 病 院	381-5161	京 都 南 病 院	312-7361	蘇生会総合病院	621-3101
西 陣 病 院	461-8800	新 河 端 病 院	954-3136	西 京 病 院	313-0721	な ぎ 辻 病 院	591-1131
日本バプテスト病院	781-5191	千 春 会 病 院	954-2175	十条武田リハビリ病院	671-2351	原 田 病 院	551-5668
室 町 病 院	441-5859	長 岡 京 病 院	955-1151	新京都南病院	322-3344	伏見桃山総合病院	621-1111
洛 陽 病 院	781-7151	西 京 都 病 院	381-5166	相 馬 病 院	463-4301	むかいじま病院	612-3101
		三 菱 京 都 病 院	381-2111	武 田 病 院	361-1351	洛和会音羽病院	593-4111
		向日回生病院	934-6881	堀 川 病 院	441-8181		
		洛西シミズ病院	331-8778	吉 川 病 院	761-0316		
		洛西ニュータウン病院	332-0123	洛和会丸太町病院	801-0351		

〔留意事項〕

- ①病院群の輪番制度は、あくまでも補完的な施策であることから、最終的なよりどころとしてご利用ください。最寄りあるいは知り合いの病院で処理し得る時は、できるだけ処理していただくこと。困ったときのみ利用してください。
- ②当番病院を利用される場合は、必ず事前に当番病院に電話連絡をし、原則として当番病院の医師の了解を得た上で後送してください。さらにできれば、患者に診療情報提供書を持たせてください。
- ③ **〔太字〕** の病院は小児科専用の当番病院で、全域を対象とします。この他は一般(内科, 外科)の後送病院です。
- ④休日・日曜日の当番日に、1ブロックに2つの病院名もしくは同一病院名が左右に分けて書かれておりますが、左側が昼間(8:00～18:00)で右側は夜間(18:00～翌朝 8:00)の当番病院です。
- ⑤当番病院の診療応需時間(原則として)
- ・休 日 ア. 午前 8 時～午後 6 時
イ. 午後 6 時～翌朝午前 8 時
 - ・休日以外 午後 6 時～翌朝午前 8 時
- なお休日とは、日曜日・祝日・振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)をいいます。

〔太字〕 の病院は小児科のみの当番病院です (対象＝全域)。ご注意ください。

京 都 府 医 師 会 長・松井 道宣
京 都 府 病 院 協 会 長・辰巳 哲也
京 都 私 立 病 院 協 会 長・清水鴻一郎

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 2 年度 第 1 回「総合診療力向上講座」(Web 講習会) 開催のご案内

ご案内の「総合診療力向上講座」は、平成 27 年度より開業医、勤務医、介護施設等で診療される医師、研修医等、年齢や立場を問わず広く医師の皆様にご参加いただき、在宅医療の現場で生かせる総合的な診療力の向上を目指すことを目的として開催してまいりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として Web 会議システムを活用し、Web 講習会として開催いたします。

第 1 回の総合診療力向上講座は、洛和会音羽病院 総合内科・リウマチ部門 部長 谷口洋貴先生に、「Mimicker (ミミッカー) ～悩ましき似て非なるもの」というテーマでご講演いただきます。「Mimicker」とは、「mimic」＝「まねる」という動詞、「似せ」という名詞から、「似ているもの」という意味で使われている言葉です。症状(所見)が似ているため、臨床の場で判断に迷う疾患について、症例をもとに具体的にご講演いただきます。在宅医療のみならず臨床の場でも役立つ内容のご講演となっております。

是非、ご参加ください。

第 1 回「総合診療力向上講座」は下記のとおり開催いたします。

- と き 令和 2 年 10 月 3 日(土) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分
- と ころ ※ Web での配信となりますのでご注意ください。
- テ ー マ 「Mimicker (ミミッカー) ～悩ましき似て非なるもの」
- 対 象 医師(府医会員、研修医、勤務医、介護施設等で診療される医師等)
- 講 師 洛和会音羽病院 総合内科・リウマチ部門 部長 谷口 洋貴氏
- 参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Cisco Webex Meetings を用います。
- 申し込み 申し込み方法は、メールまたはホームページのみとなります。
 ①ホームページ：在宅医療・地域包括ケアサポートセンター専用申し込み
 ②メール：zaitaku@kyoto.med.or.jp
- 締 切 9 月 25 日(金) 午前までにお申し込みください
- 問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
 (TEL：075-354-6079 / FAX：075-354-6097 / Mail：zaitaku@kyoto.med.or.jp)
- 日医生涯教育カリキュラムコード：1 単位
1. 医師のプロフェッショナリズム 15. 臨床問題解決のプロセス (各 0.5 単位)
- 修了証書 Cisco Webex Meetings の入退室管理で、参加の確認を行います。後日、登録した住所に送付いたします。

* 令和 2 年度 第 1 回総合診療力向上講座申し込み方法について *

本研修会はインターネット配信「Webex」を使用して開催いたします。

希望される方には、下記日程にて事前に接続テストを実施いたします。

※申し込み時に事前テストを希望するか、ご入力ください。

▶ 接続テスト：9 月 23 日(水) 午後 0 時～午後 1 時

9 月 24 日(木) 午後 0 時～午後 1 時

メール、インターネット申込フォームのいずれかでお申し込みください。

①メールで申し込む 『 zaitaku@kyoto.med.or.jp 』

こちらのアドレス宛にメールにてお申し込みください。

件 名	研修会参加希望
本 文	①参加される研修会名、開催日 ②所属地区 ③お名前 ④ふりがな ⑤職種 ⑥年齢 ⑦医療機関名 ⑧電話番号(当日連絡先) ⑨接続テストの希望日(or 希望しない) ⑩修了証書送付先住所 →受講後に修了証書を送付いたしますので、送付先の住所が自宅か勤務先か ご記入の上、郵便番号と住所をご記入ください。 ⑪講師への質問

②ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



Q 京都 在宅医療

検索

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>



お申し込みの受付手続きが完了しましたら、Webex マニュアル等のデータを「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」よりメールいたします。

また研修会前日に同メールアドレスより、研修会聴講の URL を送付させていただきます。

迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」を迷惑メールの設定から外していただきますようお願いいたします

その他、ご不明点がございましたら当センターまでご連絡ください

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 2 年度 第 2 回「総合診療力向上講座」(Web 講習会) 開催のご案内

ご案内の「総合診療力向上講座」は、平成 27 年度より開業医、勤務医、介護施設等で診療される医師、研修医等、年齢や立場を問わず広く医師の皆様にご参加いただき、在宅医療の現場で生かせる総合的な診療力の向上を目指すことを目的として開催してまいりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として Web 会議システムを活用し、Web 講習会として開催いたします。

第 2 回の総合診療力向上講座は、洛和会丸太町病院 上田 剛士先生に、「ショック患者の身体診察」というテーマでご講演いただきます。臨床の場で判断に迷う症例について具体的にご在宅医療のみならず臨床の場でも役立つ内容のご講演となっております。

是非、ご参加ください。

第 2 回「総合診療力向上講座」は下記のとおり開催いたします。

と き 令和 2 年 10 月 31 日(土) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

と ころ ※ Web での配信となりますのでご注意ください。

テ ー マ 「ショック患者の身体診察」

対 象 医師（府医会員、研修医、勤務医、介護施設等で診療される医師等）

講 師 洛和会丸太町病院 救急・総合診療科 部長 上田 剛士氏

参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Cisco Webex Meetings を用います。

申し込み 申し込み方法は、メールまたはホームページのみとなります。

①ホームページ：在宅医療・地域包括ケアサポートセンター専用申し込み

②メール：zaitaku@kyoto.med.or.jp

締 切 10 月 30 日(金) 午前までにお申し込みください

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

(TEL：075-354-6079 / FAX：075-354-6097 / Mail：zaitaku@kyoto.med.or.jp)

日医生涯教育カリキュラムコード：1 単位

7. 医療の質と安全 16. ショック（各 0.5 単位）

修了証書 Cisco Webex Meetings 入退室管理により参加を確認し、後日登録したご住所に郵送いたします。

* 令和 2 年度 第 2 回総合診察力向上講座申し込み方法について *

本研修会はインターネット配信「Webex」を使用して開催いたします。

希望される方には、下記日程にて事前に接続テストを実施いたします。

※申し込み時に事前テストを希望するか、ご入力ください。

▶ 接続テスト：10 月 21 日 (水) 午後 0 時～午後 1 時

10 月 22 日 (木) 午後 0 時～午後 1 時

メール、インターネット申込フォームのいずれかでお申し込みください。

① ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



Q 京都 在宅医療

検索

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>

② メールで申し込む 『 zaitaku@kyoto.med.or.jp 』

こちらのアドレス宛にメールにてお申し込みください。

件 名	研修会参加希望
本 文	①参加される研修会名、開催日 ②所属地区 ③お名前 ④ふりがな ⑤職種 ⑥年齢 ⑦医療機関名 ⑧電話番号 (当日連絡先) ⑨接続テストの希望日 (or 希望しない) ⑩修了証書送付先住所 →受講後に修了証書を送付いたしますので、送付先の住所が自宅か勤務先か ご記入の上、郵便番号と住所をご記入ください。 ⑪講師への質問



お申し込みの受付手続きが完了しましたら、Webex マニュアル等のデータを「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」よりメールいたします。

また研修会前日に同メールアドレスより、研修会聴講の URL を送付させていただきます。

迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」を迷惑メールの設定から外していただきますようお願いいたします

その他、ご不明点がございましたら当センターまでご連絡ください

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 2 年度

第 1 回「京都在宅医療塾Ⅰ～探究編～」
(Web 講習会) 開催のご案内

今年度、ご案内の「京都在宅医療塾Ⅰ～探究編～」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として Web 会議システムを活用し、Web 講習会として開催いたします。

第 1 回は、京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会 (社団) 京都九条病院 精神科・心療内科 / 医療法人同仁会 (社団) 介護事業部 事業部長統括医師 西村幸秀先生に、「在宅医療の現場で出会いがちな精神疾患が関わる対応困難な事例～【見立て (みたて)】が大切です～」というテーマで、在宅医療の現場で遭遇した対応困難な事例をもとにご講演いただきます。

是非、ご参加ください。

第 1 回「京都在宅医療塾Ⅰ～探究編～」は下記のとおり開催いたします。

- と き 令和 2 年 11 月 15 日 (日) 午前 10 時～午前 11 時 30 分
- と ころ ※ Web での配信となりますのでご注意ください。
- テ ー マ 在宅医療の現場で出会いがちな精神疾患が関わる対応困難な事例
～【見立て (みたて)】が大切です～
- 対 象 医 師 (府医会員, 研修医, 勤務医, 介護施設等で診療される医師等)
看護師 (訪問看護にかかわるまたは, 今後かかわる予定の看護師等)
- 講 師 京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会 (社団) 京都九条病院 精神科・心療内科 /
医療法人同仁会 (社団) 介護事業部 事業部長統括医師 西村 幸秀氏
- 参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Cisco Webex Meetings を用います。
- 申し込み 申し込み方法は、メールまたはホームページのみとなります。
①ホームページ：在宅医療・地域包括ケアサポートセンター専用申し込み
②メール：zaitaku@kyoto.med.or.jp
- 締 切 11 月 13 日 (金) 午前までにお申し込みください
- 問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL : 075-354-6079 / FAX : 075-354-6097 / Mail : zaitaku@kyoto.med.or.jp)
- 日医生涯教育カリキュラムコード : 1.5 単位
調整中
- 修了証書 Cisco Webex Meetings 入退室管理により参加を確認し、後日登録したご住所に郵送いたします。

* 令和 2 年度 第 1 回京都在宅医療塾 I 申し込み方法について *

本研修会はインターネット配信「Webex」を使用して開催いたします。

希望される方には、下記日程にて事前に接続テストを実施いたします。

※申し込み時に事前テストを希望するか、ご入力ください。

▶ 接続テスト：11 月 4 日 (水) 午後 0 時～午後 1 時

11 月 5 日 (木) 午後 0 時～午後 1 時

メール、インターネット申込フォームのいずれかでお申し込みください。

① ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお手持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームのページが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



Q 京都 在宅医療

検索

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>

② メールで申し込む 『 zaitaku@kyoto.med.or.jp 』

こちらのアドレス宛にメールにてお申し込みください。

件 名	研修会参加希望
本 文	①参加される研修会名、開催日 ②所属地区 ③お名前 ④ふりがな ⑤職種 ⑥年齢 ⑦医療機関名 ⑧電話番号 (当日連絡先) ⑨接続テストの希望日 (or 希望しない) ⑩修了証書送付先住所 →受講後に修了証書を送付いたしますので、送付先の住所が自宅か勤務先か ご記入の上、郵便番号と住所をご記入ください。 ⑪講師への質問



お申込みの受付手続きが完了しましたら、Webex マニュアル等のデータを「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」よりメールいたします。

また研修会前日に同メールアドレスより、研修会聴講の URL を送付させていただきます。

迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@Kyoto.med.or.jp」を迷惑メールの設定から外していただきますようお願いいたします

その他、ご不明点がございましたら当センターまでご連絡ください

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

介護保険ニュース

令和 2 年介護サービス施設・事業所調査の 協力依頼について

平成 12 年より実施されています標記調査について、本年も実施されることになり、厚生労働省より日医を通じて調査協力依頼がありました。当該調査は、全国の介護サービスの提供体制・提供内容等を把握し、介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としており、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象に下記のとおり、調査が行われる予定です。

なお、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については、サービス、都道府県および事業所の規模（通所介護はサービスおよび都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所を客体とし、その他は全数が対象となります。

現在、介護サービス施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応でご多忙のことと存じますが、ご協力をお願いします。

記

1. 調査期日

本年 10 月 1 日現在において実施

2. 調査内容

開設・経営主体、利用者（入所者）数、従事者数等

3. 調査方法

厚労省が委託した事業者から郵送またはオンラインによる配付・回収を行う

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取り扱いについて (第 15 報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いにつきまして、第 15 報が発出されましたのでお知らせします。

問 1 居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)の別添 2 (10) ③において、被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されているが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、例えば、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能か。

(答) 可能である。

なお、上記の例示によらず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟に取り扱うこととして差し支えない。

介護医療院開設に向けた研修会の開催について

厚生労働省より、介護医療院開設移行支援状況把握および研修等事業の一環として、介護医療院開設に向けた研修会の開催について案内がありましたので、お知らせします。

本研修会では、制度改正の動向を把握し、理解を深めていただくために、介護医療院創設の経緯や介護医療院施設基準等について、また、移行に関する情報・知識の習得のために、移行に関する支援策の紹介、移行に向けた具体的な手続きや移行検討時に留意すべき事項等についての説明が行われる予定です。

なお、今回の研修会はオンライン形式（Zoom）での開催となります。申し込み等については以下をご確認ください。

◆介護医療院開設に向けた研修会

1 回目：10 月 2 日 (金) 午後 1 時～午後 4 時 30 分

2 回目：10 月 14 日 (水) 午後 1 時～午後 4 時 30 分（※ 1 回目の内容の録画配信）

<プログラム>

1. 介護医療院の創設経緯，理念や求められる役割 厚生労働省老健局老人保健課
2. 事業者の立場から考える介護医療院への期待 日本介護医療院協会 会長 鈴木 龍太 氏
3. 介護医療院の施設基準，移行支援策等 厚生労働省老健局老人保健課
4. 収支シミュレーションツールのご紹介 独立行政法人福祉医療機構
5. 事務局からのご案内（HP / コールセンター等のご紹介） 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
6. 介護医療院への移行に向けた具体的な手続き 自治体職員（東京都）
7. 介護医療院への移行を検討する事業者が留意すべき事項 医療法人永寿会 陵北病院 事務長 村山 正道 氏

<形 式>

オンライン（Zoom）での開催

- ・インターネット接続可能な機器（パソコン・タブレット端末・スマートフォン等）をご用意ください。
- ・ご参加の際、ブラウザから参加いただくか、Zoom のホームページ (<https://zoom.us/>) からアプリケーションをダウンロードいただく必要があります。アプリケーションご利用の場合は「ミーティング用 Zoom クライアント」のダウンロードをお願いします。
- ・Zoom 以外ではご参加いただけません。

<お問い合わせ先>

(研修会窓口) 介護医療院開設移行等支援事務局

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 経営コンサルティング第 1 部

E-mail : kaigoiryuin_02@murc.jp

<申し込み方法>

◆ 1 回目 (10/2) : 申し込み締切 = 9 月 30 日正午まで

WEB 申し込み先 <https://regl8.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nekf-lctcna-d34314e54489e0319905e60d64daccf0>

◆ 2 回目 (10/14) : 申し込み締切 = 10 月 12 日正午まで

WEB 申し込み先 <https://regl8.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nekf-lctcnb-1bcfbb677988d712f6e6be26450c44b3>

① 上記専用 URL にアクセスし、申込フォームに必要事項を入力

② WEB からの申し込み後に送信される自動受付メールをもって参加受付となります。

なお、自動受付メールに視聴登録用の URL が記載されています。

③ 開催日の前日までに視聴方法のご案内メールが送信されます。セミナー当日は、視聴登録時に自動送信される参加 URL よりアクセスしてご視聴ください。

※ 自動受付メールが届かない場合、申し込み後のキャンセルをご希望の場合、その他ご不明な点がある場合は、上記<お問い合わせ先>までメールにてご連絡ください。

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、

中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内

TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課

〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2020年3月1日作成 19-TC07799

京都医報 No.2181

発行日 令和2年9月15日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男